

第3次沖縄振興開発計画

目次

第1章 総説

1	計画作成の意義	1
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の目標	5

第2章 振興開発の基本方向

1	基本的課題	6
2	振興開発の基本方向	8
	(1) 自立化を目指した特色ある産業の振興	8
	(2) 地域特性を生かした南の交流拠点の形成	9
	(3) 経済社会の進展に対応した社会資本の整備	9
	(4) 明日を担う多様な人材の育成と学術・文化の振興	10
	(5) 良好で住みよい環境の確保と福祉・医療の充実	10
	(6) 都市地域の整備と農山漁村、離島・過疎地域の活性化	11
3	県土利用の基本方向	12
	(1) 県土の適正な利用	12
	(2) 海洋の開発・利用	12
	(3) 米軍施設・区域の整理縮小と跡地の有効利用	13
4	人口及び経済社会のフレーム	14

第3章 部門別の推進方針

1	産業の振興開発	15
(1)	農業	15
(2)	林業	18
(3)	水産業	19
(4)	製造業	20
(5)	伝統工芸産業	21
(6)	鉱業	21
(7)	建設業	22
(8)	商業、貿易	22
(9)	運輸交通業	22
(10)	情報サービス業	23
(11)	臨空港産業	23
(12)	中小企業	23
2	交通通信体系の整備	25
(1)	航空	25
(2)	海上交通	26
(3)	陸上交通	26
(4)	情報通信	27
3	水資源の開発及びエネルギーの確保	29
(1)	水資源の開発	29
(2)	エネルギーの安定確保	29
4	観光・リゾート地の形成及びレクリエーションの振興	31
(1)	観光・リゾート地域の開発整備	31
(2)	観光・リゾート客受入体制の整備	33
(3)	観光・リゾート関連産業の振興	33

5	南の国際交流拠点の形成	34
(1)	国際交流拠点形成のための基盤整備	34
(2)	国際交流の場の形成	34
(3)	国際交流及び国際協力の推進	35
6	都市・農山漁村の総合的整備と生活環境施設等の整備	36
(1)	都市の総合的整備	36
(2)	農山漁村の総合的整備と活力ある村づくりの推進	37
(3)	生活環境施設等の整備	37
(4)	県民生活の安全確保	40
(5)	消費生活の安定確保	40
7	自然環境と国土の保全及び公害の防止	41
(1)	自然環境の保全	41
(2)	国土の保全及び災害防止	41
(3)	環境の保全及び公害の防止	42
8	教育及び学術・文化の振興	43
(1)	初等中等教育の充実	43
(2)	高等教育の充実	44
(3)	生涯学習の推進	44
(4)	人材の育成	45
(5)	青少年の健全育成	45
(6)	女性の社会参加の促進	45
(7)	県民の健康・体力の増進及びスポーツの振興	46
(8)	文化財の保護及び学術・文化の振興	46
9	社会福祉の充実	48
(1)	地域福祉の基盤整備	48
(2)	老人保健福祉の充実	48

(3)	心身障害児・者福祉の充実	49
(4)	児童・母子福祉の充実	49
(5)	生活福祉の充実	49
10	保健医療の確保	50
(1)	医療基盤の整備	50
(2)	医師等保健医療従事者の養成確保	50
(3)	保健衛生の推進	50
11	職業の安定と労働者福祉の向上	52
(1)	雇用対策の推進	52
(2)	駐留軍関係離職者等の再就職の促進	52
(3)	職業能力の開発向上	53
(4)	労働条件の向上と労働者福祉の充実	53
12	離島の振興	54
(1)	産業の振興	54
(2)	交通通信施設の整備	55
(3)	社会生活環境施設等の整備	55
(4)	自然環境及び国土の保全	56

第4章 圏域別開発の方向

1	中南部圏	58
2	北部圏	60
3	宮古圏	62
4	八重山圏	64
	むすび	66

第1章 総 説

1 計画作成の意義

昭和47年5月我が国に復帰した沖縄の振興開発については、これまで2次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、本土との格差の是正と自立的発展の基礎条件の整備を図ることを基本目標に諸施策が総合的に講じられ、県民の不断の努力と相まって、本土との諸格差も次第に縮小するなど、着実にその成果を上げてきた。

しかしながら、沖縄は、先の大戦によりか烈な戦禍を被るとともに、戦後27年間の長期にわたり我が国の施政権から分離されていたことに加え、今なお広大な米軍施設・区域が存在するなど、種々の特殊な事情を抱えている。また、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの島しょから構成され、台風常襲地帯に位置するという地理的不利性を有している。さらに、復帰後の内外経済情勢の変化もあって、格差が是正されていない分野がなお存在し、自立的発展の基礎条件の整備は十分でなく、沖縄の経済社会は、依然として厳しい状況にある。

ひるがえって、我が国経済社会は、国際的な相互依存関係を深めつつ、内外の情勢変化に柔軟に対応して持続的な経済発展を遂げ、その経済力にふさわしい国際社会への積極的な貢献が期待されている。

一方、国内的には経済、文化、生活等諸機能の東京圏への一極集中によるひずみの顕在化が見られ、その是正を図るための諸施策の強化とあわせて各地方圏の活性化を図ることが課題となっている。また、高齢化、国際化、高度情報化、都市化等の進展や国民の生活意識及び価値観の多様化に伴い、豊かでゆとりある国民生活の実現が求められている。

沖縄は、我が国の南西端に位置し、唯一の亜熱帯地域に属するという地理的・気候的条件下にあって、豊かな自然に恵まれ、豊富な太陽エネルギーや海洋資源等が賦存する地域である。また、独特の伝統文化や豊富な国際交流経験に加え、熱帯・亜熱帯地域の医療、農業等の発展に貢献し得る各種技術の蓄積を有するほか、若い豊富な労働力に恵まれ、さらに、高齢者にやさしい風土に培われた日本一の長寿県でもある。

このような沖縄の地域特性を生かし、特色ある産業の振興を図るとともに、我が国の南の交流・協力拠点や国際的な観光・リゾート地として整備することは、沖縄の経済社会の発展に資するばかりでなく、国際社会への積極的な貢献、多極分散型の国土形成の促進、豊かでゆとりある多様な国民生活の実現に資するものであり、我が国の経済社会の発展にも有益である。

このため、これまでの2次にわたる沖縄振興開発計画の成果と基本的考え方を受け継ぎ、さらに、21世紀に向かう我が国経済社会を取り巻く時代の潮流に適切に対応するため、新たに長期的総合的観点に立って将来展望を行い、地方自治を専重し、県民の意向を反映し

つつ、引き続き国の責務において今後の沖縄振興開発の方向と施策の在り方を明らかとするとともに諸施策の推進に努める必要がある。

ここに、新しい沖縄振興開発計画を策定する意義がある。

2 計画の性格

この計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画であり、今後の沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって、政府公共部門においては、その施策の基本となるものであり、民間部門については、その自発的活動の指針となるものである。また、民間部門における財政投融资などによる誘導助成は、この計画に沿って行われるものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成4年度から平成13年度までの10か年とする。

4 計画の目標

この計画においては、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、引き続き各面にわたる本土との格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備するとともに、広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、世界に開かれた個性豊かで文化の薫り高い地域社会の形成を目指して、平和で活力に満ち潤いのある沖縄県を実現することを目標とする。

第2章 振興開発の基本的方向

1 基本的課題

復帰後の沖縄は、2次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、社会資本や生活環境の整備が積極的に進められた結果、各分野で相当の成果を上げつつあり、また、産業面においても観光・リゾート関連分野、園芸農業の分野等で明るい展望を開きつつある。

しかしながら、我が国経済社会の基調変化や県内産業基盤の整備の後れ等から、期待された企業の立地は予期したようには進展しなかった。また、民間資本、技術、人材等の蓄積不足等から、沖縄の経済構造は、物的生産部門が依然として弱く、財政に大きく依存する体質から脱却できておらず、自立的発展の基礎条件は、十分に整備されたとは言い難い状況にある。さらに、沖縄は、本土からの遠隔性、島しょ性、台風常襲地帯等の不利性に加え、先の大戦による戦災の影響や広大な米軍施設・区域の存在など、本土とは異なる特殊事情を抱えている。

一方、沖縄は、我が国の南西端に位置し、豊かな亜熱帯・海洋性の自然と特有の文化を有するとともに、経済、文化等各面にわたる中国、東南アジア諸国等との古くからの交流や県出身者の世界各地での活躍など、地理的・自然的条件や歴史的蓄積等多くの特性を有した魅力ある地域でありながら、その有利性は十分に生かされていない状況にある。

沖縄が、いまだ是正されていない分野での本土との格差を是正し、自立的発展の基盤を整備しつつ、沖縄の持つ特性を十分に発揮し、国際化、高齢化の進展など、21世紀に向かう経済社会の変化にも適切に対応して、活力ある地域社会を形成するとともに、県民一人一人が安らぎと潤いのある環境の中で豊かな生活を享受し、県全体が安定的な発展を続け、さらには我が国経済社会の発展にも寄与していくためには、今後解決すべき多くの課題を抱えている。

第1に、沖縄の産業は、産業基盤の整備を始め民間企業設備等の資本蓄積が後れ、企業の経営力、組織力もせいぜい弱であり、技術革新、国際化等の進展への対応も十分ではない。

また、地域産業の雇用吸収力が弱いため、若年労働者を中心に雇用情勢は依然として厳しい現状にあり、今後労働力人口が増加する中で雇用機会の確保が緊要な課題となっている。さらに、沖縄の地域特性を生かした産業の振興についても、全体としてまだ緒に就いたばかりであり、その可能性は十分には発揮されていない。

第2に、21世紀に向けて本格的な国際化や高齢化の時代を迎えている中で、沖縄の本土からの遠隔性や島しょ性等の不利性を克服し、豊かさを実感できる質の高い県民生活と産業経済の発展を実現して活力ある地域社会の形成を図っていくためには、交通通信体系、水資源、生活環境、国土保全施設等の社会資本の整備が不可欠な基本的条件であるが、その整備はいまだ十分ではない。

また、沖縄の地理的・自然的特性や異文化との交流経験等の歴史的蓄積等を生かして、沖縄を我が国の南における国際交流・協力や観光・リゾートの拠点としていくための諸条件の整備も十分ではない。

第 3 に、経済社会が振興発展していくためには、産業経済、福祉・医療、学術・文化等の各面を支える人材の育成と確保が不可欠である。

しかしながら、沖縄においては、人材育成の根幹をなす学校教育において、知・徳・体の各面における全人的な発達を期す中で、基礎学力の向上が課題となっている。また、産業経済分野における経営力、技術力の蓄積不足等のほか、福祉・医療分野におけるマンパワーの量的不足も見られる等活力ある地域社会を形成していくための各面の人材の育成と確保は十分ではない。

また、独特の歴史風土にはぐくまれた伝統文化の保護・継承や新たな県民文化の創造及び地域特性を生かした学術振興を図るための基盤施設や推進体制の整備も十分ではない。

第 4 に、多数の島しょから成る沖縄は、亜熱帯特有の動植物を始め多彩なサンゴ礁等の海中景観など、豊かな自然環境に恵まれており、これらの貴重な自然環境を国民的資産として保全・継承していくことが求められている。

第 5 に、日本一の長寿県である沖縄は、高齢者層に占める後期高齢者層の比率が高く、特に離島・過疎地域においては高齢化の進展が著しい。このような実状に即して地域住民が安心して暮らせるよう福祉・医療基盤の整備とサービスの充実が求められている。

第 6 に、都市地域においては、都市基盤整備の立ち後れから生ずる交通、住環境等の諸問題への対処に加え、新たな時代潮流の中で地域全体の活性化を促す都市活力の充実が新たな課題となっている。一方、農山漁村、離島・過疎地域においては、過疎化、高齢化等による地域活力の低下への対応が大きな課題となっている。さらに、都市と農山漁村の多面的な役割分担の中で、農山漁村には、地域独自の資源を生かしつつ、都市との交流を促進する等の新たな活性化策が求められている。

また、都市地域への産業や人口の集中、リゾート開発等の進行に伴う地価の上昇や各種開発等に伴う赤土流出による海域汚染の問題等が生じており、これらへの対応が課題となっている。

第 7 に、広大な米軍施設・区域の存在が土地利用上大きな制約となっている。

2 振興開発の基本方向

この計画においては、沖縄が国際化、情報化、高齢化等の新しい時代に対応し、ゆとりと安心感のある質の高い地域環境の整備に努め、各地域の均衡ある発展を図るとともに、世界に開かれた我が国の南の拠点としてその特性を発揮し、安全で活力と潤いに満ちた個性豊かな地域社会を形成することを振興開発の基本方向とする。

すなわち、離島性、台風常襲地帯等による不利性の克服を図るとともに、豊かな亜熱帯・海洋性自然と特有の伝統文化、我が国の南西端に位置する地理的特性、国際交流の歴史的蓄積等の沖縄の地域特性を生かして、特色ある産業の振興、国民的及び国際的観光・リゾート地の形成、我が国の南の国際交流拠点の形成等により、特色ある地域として整備し、自立的発展を図る。

このため、近年における経済社会の進展に対応した社会資本の整備を進めるとともに、地域の振興を支える多様な人材の育成を図る。また、地域環境の保全・創出、安全で潤いのある生活環境の整備、学術・文化の振興、社会福祉、保健医療等の推進に努める。さらに、都市の総合的な整備を図るとともに、農山漁村、離島・過疎地域については、地域の活性化を促進する。

(1) 自立化を目指した特色ある産業の振興

沖縄の地理的・自然的特性等の優位性を生かし農林水産業、製造業、観光・リゾート関連産業等自立化を支える特色ある産業の振興を図り、魅力ある就業の場を確保し、活力ある地域社会の実現に努める。

農業については、特色ある亜熱帯農業の確立を目指し、担い手の育成確保を図りつつ生産条件の改善に努め、野菜、花き、果樹、肉用牛等の供給基地の形成を推進するとともに、さとうきびの生産性の向上に努める。

林業については、多様な森林整備を推進し、森林の公益的機能の強化と林業の育成を図るとともに、県土の緑化を推進する。

水産業については、漁場環境の保全を進めるとともに、漁港、漁場の整備を始め沿岸・沖合漁業、養殖及び栽培漁業を推進し、生産性の向上に努める。

製造業については、企業の組織化、近代化及び高度化を促進し、経営基盤の強化を図るとともに、工業用地等の計画的な整備を進め、既存企業の新たな展開と新規企業の立地を促進する。また、製造業を支援するサービス業の集積を図り、地域産業の高度化を促進するとともに、農林水産業等との連関の強化を図る。

また、経済のソフト化及び国際化に対応して、沖縄の地域特性、優位性を発揮できるよう、観光・リゾート産業、情報産業、バイオ関連産業等を今後の戦略的産業として育成振興する。特に、国際的規模の観光・リゾート地域を形成することにより、観光・リゾート産業の一層の振興を図るとともに、農林水産業、製造業等の地場産業との連携強化に努め、

地域経済の活性化を促進する。あわせて、快適なリゾート環境と若い豊富な労働力を活用して情報産業の立地振興を図る。

さらに、建設業、運輸交通業、卸小売業等の組織化、近代化等を促進する。

(2) 地域特性を生かした南の交流拠点の形成

沖縄の地理的・自然的特性と独特の伝統文化及び国際性豊かな県民性を生かして、我が国の南における交流拠点の形成を図る。

このため、国内及び近隣アジア諸国等とを結ぶ交通輸送条件の整備を始め、国際交流・協力のための拠点形成を目指した諸基盤の整備を進めるとともに、国際交流の担い手の育成や情報ネットワークの整備に努め、経済活動を始め学術、文化、技術協力等幅広い国際交流を推進する。また、地域や世代を超えた多くの人々の観光・保養等多様な余暇活動のニーズに対応し得る質の高い観光・リゾート空間の形成を図り、健康で活力に満ちた豊かな国民生活の実現に寄与する。

(3) 経済社会の進展に対応した社会資本の整備

島しょ性、離島性、台風常襲地帯等の沖縄の持つ不利性の克服はもとより、国際化、情報化、高齢化等の進展や生活の質の向上に対する国民全般の要求の高まりなど、近年の経済社会の変化に対応した県民生活の安定・向上と産業経済の発展を図るためには、各種社会資本の整備充実が一層重要となっている。

交通通信体系については、経済社会の広域的な展開に対応し、県土の均衡ある発展と県民生活の利便性の向上を図るため、空港、港湾、道路等の基盤整備を引き続き推進し、総合的な交通ネットワークを形成する。また、高度情報化の進展に対応して、情報通信基盤及び各種情報システムの整備を推進する。

水資源については、水需給の長期的展望に立って多目的ダムの建設を始め水資源の多角的な開発を推進するとともに、水利用の合理化を促進し、水の安定確保に努める。

エネルギーについては、電源の多様化を推進し、その安定供給に努めるとともに、太陽エネルギーの活用等ローカルエネルギーの開発利用を促進する。

また、豊かさを実感できる県民生活の実現を図るため、基礎的な生活基盤の整備はもとより、都市・農山漁村景観の整備など多様化、高度化する県民ニーズに対応したゆとりある生活空間及び交流の場の形成を促進し、全島的に快適で潤いのある生活環境の創出に努める。

さらに、治山、治水、海岸等国土保全施設の整備を推進し、自然災害の防止に努める。

(4) 明日を担う多様な人材の育成と学術・文化の振興

経済社会を取り巻く国際化の進展や科学技術の急速な進歩など新しい時代潮流に適切に対処して、明日の沖縄を担い地域の振興を支える多様な人材の育成を図る。

このため、創造性に富み国際性豊かな人材の育成を目指して、生涯学習社会の形成を基軸に教育諸条件を整備し、学校教育、社会教育、産業教育を通じた教育機能の充実と学習機会の拡充に努めるとともに、地域の産業経済や福祉・医療を担う人材の重点的な育成を図る。

また、生涯スポーツを推進する諸基盤を整備し、県民の健康及び体力の増進とスポーツの振興に努める。

さらに、個性豊かで貴重な伝統文化の保護、継承と新たな県民文化の創造、発展を図るため、各種文化施設の整備や指導者の育成を進めるとともに、幅広い芸術文化活動と文化交流を促進し、文化の薫り高い魅力ある地域社会の形成を図る。

あわせて、地域特性を生かした国際的、学際的な学術研究拠点の整備を進め、広域的な交流を通じて、学術・文化の振興を図る。

(5) 良好で住みよい環境の確保と福祉・医療の充実

都市化や高齢化の進展、生活の質の向上に対する意識の高まり等経済社会の変化に対応した良好な生活環境の総合的な整備を図る。また、自然環境に関する体系的な保全対策を効果的に進め、亜熱帯特有の自然植生や野生動物相、熱帯海域特有のサンゴ礁等優れた自然環境の保全を図る。さらに国土保全を推進し、台風等による自然災害の防止に努める。また、公害防止等環境保全対策に努めるとともに、都市及び農山漁村の緑地の保全等環境資源を適正に保全・活用するなど、快適な環境の創出を図る。

福祉については、高齢化、核家族化の進行等に伴う福祉ニーズの増大と多様化に対応して、地域福祉活動の強化及び福祉施設の整備拡充を図るとともに、活力ある長寿社会を目指して、生きがい対策など老人福祉施策の充実を図る。また、児童福祉の向上を図るための環境づくりを促進するほか、障害者が地域社会の中で安心して日常生活ができるよう、きめ細かな在宅福祉サービスの充実とあわせて障害者の自立と社会参加を促進するための各面の条件整備を推進する。

さらに、県民の保健医療に対するニーズの高度化、多様化等に対応するため、県立病院等医療基盤の整備充実や保健医療従事者の養成確保に加えて、離島・過疎地域の医療の確保に努め、県民に等しく良質な医療の供給を図る。また、高齢化社会の進展に伴う寝たきり老人の増加等に対応して保健、医療、福祉が一体となった包括的なサービス体制を確立する。

(6) 都市地域の整備と農山漁村、離島・過疎地域の活性化

都市、農山漁村それぞれにおける定住条件の整備を進め、県全域における均衡ある発展を図る。

このため、都市地域については、国際化、高度情報化等の進展に対応しつつ、周辺地域を含む全体の活性化を促すため、広域的な交通ネットワークや情報通信基盤の整備を進めるとともに、各都市の特性を生かした都市機能の強化、育成を図り、都市活力の充実に努める。

また、安全で快適な都市環境を整備するため、計画的な市街地整備を図るとともに、幹線道路や公園緑地、下水道等の生活環境施設の整備を進め、あわせて都市景観の整備にも配意して、個性的で魅力ある都市空間の創出に努める。

農山漁村については、生産の場、生活の場としての役割のほか、豊かな自然環境を次代に引き継ぐなど多面的な役割を担っていることに留意し、生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、自然景観や地域の伝統文化等を生かしつつ、就業機会の確保や都市地域の人々との交流等を推進し、地域の活性化を図る。

さらに、諸条件の整備が後れている離島・過疎地域については、交通通信体系を始め、水資源開発施設、国土保全施設、生活環境施設、教育・文化施設等の各種基盤の整備を進めるとともに、地域特性を生かした産業の振興を図り、あわせて高齢化の進展に対応した施策の充実と若者が定住する魅力ある地域社会の形成に努める。

3 県土利用の基本方向

沖縄は、我が国の南西端にあつて、南北 400 キロメートル、東西 1,000 キロメートルに及ぶ亜熱帯地域の海域に散在する大小 70 余の島しょから成っている。このため、島しょ性による土地利用上の大きな制約条件が存在する一方、開発が期待される広大な海域や、東南アジア諸国への南の玄関口に当たる地理的位置等の有利な条件があり、これらの特性を十分に活用し、自然環境の保全を図りつつ、陸域とその周辺海域を含む県土資源の有効かつ高度な利用を図る。

沖縄の土地利用現況（平成 2 年度）は、県土面積約 2,264 平方キロメートルのうち、農用地が 22.7 パーセント、森林が 46.7 パーセント、宅地が 5.5 パーセント、原野等が 25.1 パーセントとなっている。それらのうち、11.0 パーセントと広大な面積を占めている米軍施設・区域については、できるだけ早期に整理縮小し、その跡地の有効利用を図る。

(1) 県土の適正な利用

県土は県民の生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤であり、限られた資源であることから、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、沖縄の地理的、自然的、社会的諸条件を配慮しつつ国土利用計画を基本として秩序ある開発に努めるなど、県土の均衡ある発展と有効利用を図る。

このため、固有性の高い優れた自然環境の保全に努めるとともに、治山、治水等国土保全対策を推進する。また、水源かん養等を図るために必要な森林を保全、育成する。

さらに、総合的かつ長期的視点から地域の特性を反映した土地利用計画及び県土に関する総合的な土地情報の整備により、リゾート開発など多様な土地需要に対処した土地需給の調整と土地利用の計画的な誘導・規制に努めるとともに、低利用地や遊休土地の有効活用を図るなど、県土の適正かつ合理的な利用を促進する。あわせて、地価の動向、土地取引の伏況等を監視し、必要に応じて監視区域の先行的指定等を行うことにより、土地の投機的取引及び地価の高騰の防止に努める。

特に、都市部については、良好な市街地の形成等都市環境の整備に努めるとともに、農山漁村、離島・過疎地域については、地域振興及び地域社会との調和に配慮しつつ、適正な土地利用を促進する。

また、傾斜地の開発利用に際しては、河川や沿岸海域への土壌流出の防止に努める。

(2) 海洋の開発・利用

沖縄の周辺海域は広大であり、我が国唯一の熱帯海域で、黒潮の本流に近く、多様性に富むサンゴ礁が発達しているなどの特性がある。このような海洋環境等は、総合的開発・利用を進める上で大きな可能性を有する貴重な国民の財産であるところから、陸域と一体

となった海域の保全整備を図るとともに、海洋資源や海洋空間の多面的、総合的な利活用を促進する。

沿岸域については、沿岸域に関する基礎調査の実施や総合利用計画の策定に努めるとともに、必要に応じて用地を計画的に確保し、国際的海浜・海洋リゾートの形成や生産、流通を始めとした都市機能等の整備充実を図る。また、各種の陸域開発に当たっては、沿岸域環境と開発との調和に配慮するとともに、海岸侵食、波浪対策等を推進し、海岸保全に努める。

海域については、サンゴ礁海域などの特性に対応する海洋技術の研究開発を進め、海域生態系の保全に努めつつ、水産資源の維持・培養と漁場の開発、海洋性リゾートの場としての活用を促進する。

また、海水・海底資源と海洋エネルギーの開発利用を促進するとともに、海洋情報の整備、技術交流の推進、海洋研究体制の充実を図る。

(3) 米軍施設・区域の整理縮小と跡地の有効利用

沖縄の米軍施設・区域は、そのほとんどが人口、産業が集積している沖縄本島に集中し、高密度な状況にある。広大な米軍施設・区域は、土地利用上大きな制約となっているほか、県民生活に様々な影響を及ぼしている。

このため、米軍施設・区域をできるだけ早期に整理縮小する。

また、返還される米軍施設・区域に関しては、地元の跡地利用に関する計画をも考慮しつつ、可能な限り速やかな返還に努める。さらに、返還跡地の利用に当たっては、生活環境や都市基盤の整備、産業の振興、自然環境の保全等に資するよう、地元の跡地利用に関する計画を尊重しつつ、その有効利用を図るための諸施策を推進する。

4 人口及び経済社会のフレーム

本計画の目標達成のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、目標年次における沖縄の人口、経済社会を展望すると、次のようになると見込まれる。

総人口は、出生率の低下等を反映して、緩やかな増加基調で推移し、平成2年の122万人から平成13年には130万人を超える規模になる。年齢構成では、15歳未満の年少人口の割合が低下し、65歳以上人口の占める割合が上昇する。

労働力人口は、女性の社会進出等により漸次増加し、平成2年の56万人から平成13年には約65万人になる。

就業者総数は、平成2年の54万人から平成13年には約63万人になる。産業別の就業構造は、平成13年において、おおよそ、第2次産業は平成2年の20パーセントと変わらないが、第1次産業では平成2年の11パーセントから8パーセントへ、第3次産業では69パーセントから72パーセントへと変化し、第1次産業の割合が低下する一方、第3次産業の割合が上昇する。

県内総生産は、亜熱帯農業、製造業、観光・リゾート産業、情報サービス産業等、本県の特性を生かした産業の振興開発が期待されることから、平成2年度の2兆8千億円から平成13年度にはおおよそ4兆9千億円（平成2年度価格）となる。その産業別構成は、平成13年度において、おおよそ、第1次産業は平成2年度の3パーセントを維持するが、第2次産業では平成2年度の21パーセントから22パーセントへ、第3次産業では76パーセントから75パーセントへと変化し、第2次産業の割合が若干上昇するが、第3次産業の割合の高い構造は大きくは変わらない。

一人当たり県民所得は、平成2年度の200万円から平成13年度には310万円（平成2年度価格）を超え、全国の所得水準との格差は縮小していくことが期待される。

なお、目標年次においては、多様化する県民ニーズ等を背景に、居住、教育・文化、医療・福祉等県民を取り巻く生活環境の整備が進むとともに、都市、農山漁村、離島等県全域にわたって、道路、空港、港湾、漁港、情報通信、水資源、国土保全等の社会資本が整備拡充され、広域的に住みよい地域づくりの条件整備が進む。

第3章 部門別の推進方針

1 産業の振興開発

厳しい雇用情勢に対処して就業の場を確保し、かつ、経済の自立的発展と活力ある地域社会の実現を図るためには、産業の振興開発は極めて重要な課題である。

復帰後、第1次及び第2次の沖縄振興開発計画に基づき社会資本の整備を中心に各種施策が講じられ、沖縄の経済社会は、着実な進展を遂げているものの、産業基盤の整備はいまだ十分ではなく、産業全般にわたって技術力、経営力等もぜい弱な状況にある。また、沖縄の地域特性の活用も十分ではない。

このため、産業の振興開発に当たっては、近年のグローバリゼーションの進展や近隣アジア諸国の経済活動等も視野に入れて、沖縄の地理的有利性等が発揮できるよう、引き続き用地、用水、エネルギー等の各種産業基盤を整備し、農林水産業の振興、工業立地の一層の促進を図るとともに、既存企業の組織化、近代化、高度化を促進し、生産規模の拡大、技術の蓄積に努める。あわせて、企業の体質改善と商品の質的向上等に資する総合的品質管理（TQC）活動を促進するとともに、地域資源の高度利用を基軸とした新しい製品開発や企業化の促進など各産業の有機的な連携による産業全般の発展を図る。

なお、産業の基盤整備及び近代化を促進するため、財政投資の確保及び各種制度資金の活用を図る。

(1) 農業

沖縄農業は、農業生産基盤の整備を始め、ウリミバエ根絶防除の計画的実施など各種の条件整備が着実に進み、亜熱帯の地域特性を生かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛等の生産が多様に展開され、供給産地として一定の評価を確立するとともに、県土の保全等多面的な機能を通して、地域の経済・社会の発展に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、沖縄農業は、本土に比べ台風、干ばつ等厳しい自然特性や離島性、市場遠隔性等の制約条件に加え、かんがい施設等農業生産基盤の整備や農業技術の開発・普及等がなお立ち後れており、生産が不安定で、かつ、生産性も依然として低い状況にある。

このため、優良農用地の保全・確保に努め、農業生産基盤の整備を推進するとともに、経営規模の拡大、農業生産の担い手の育成確保、農業生産の組織化の推進等農業構造を改善し、生産性の向上を図る。また、消費者ニーズに対応した高収益性作物の産地形成、新技術の開発・普及、流通体制の整備等生産から販売に至る施策を総合的に推進し、経営体質の強化を図ることにより、国際化時代に対応した生産性の高い特色ある亜熱帯農業の確立に努める。

ア 優良農用地の確保と生産基盤の計画的整備

農業及び農村の変化に対応し、農業振興地域の適正な管理と農用地利用調整により計画的な土地利用を推進し、優良農用地の保全・確保を図る。また、農用地の高度利用と生産性の向上を図るため、農業用水の開発、かんがい排水施設の整備や飼料生産基盤の整備等を推進するとともに、ほ場の区画整理、農道の整備、分散農地の集団化等を総合的に推進する。さらに、防風・防潮林の整備、農地防災施設の整備及び土壌保全対策を推進する。

イ 優れた農業生産の担い手の育成と農業団体組織の整備強化等

国内外における産地間競争の激化や技術革新、情報化の進展等に対処し、農業大学の整備や農業後継者育成基金を創設するなど、優れた農業生産の担い手や農業後継者の育成・確保を図り、生産性の高い営農体制の整備を図る。また、農地流動化施策を強化し、農用地等の利用集積等により経営規模の拡大を図るとともに、農用地の有効利用を推進する農用地利用改善団体等の育成を図る。さらに、農業機械・施設の効率的な利用を推進する農業生産組織の育成・強化に努める。

農業協同組合については、広域的な合併の推進、営農指導体制の充実・強化、経営管理能力の向上等組織体制の整備を図るとともに、財務の健全化を促進する。また、農業金融及び農業共済制度の充実に努める。

ウ 特色ある亜熱帯農業の生産振興

野菜、花き、果樹については、近代化施設の整備、優良種苗及び省力化技術の開発・普及、共選・共販体制の強化を図るとともに、低コスト輸送体制の拡充等流通体制の整備等を推進し、品質及び安全性に配慮しつつ消費者ニーズに対応した安定的供給産地の形成に努める。特に、熱帯果樹については、需要の動向に即しつつ生産拡大を図る。

なお、ウリミバエの根絶防除事業及び根絶地域への再侵入防止対策を引き続き実施するとともに、イモゾウムシ等移動規制害虫の根絶防除を目指して、その基礎的な技術の確立に努める。

基幹作物であるさとうきびについては、優良品種の開発・普及等を推進し、品質及び収量の安定向上を図る。また、農業機械銀行及び農作業の受託組織の育成に努めつつ、収穫機械等の導人とその効率的利用による機械化一貫作業体系の整備を図り、低コスト生産体制の確立に努める。

パイナップルについては、加工原料の安定確保とあわせて生食用果実の生産及び消費拡大を進める。

水稲、葉たばこ、茶、甘しょ、養蚕等については、栽培技術の向上、近代化施設の整備等を推進し、複合経営作物として安定的な生産に努める。

肉用牛については、草地開発等飼料生産基盤の整備、家畜改良増殖及び受精卵移殖等の新技術の普及を推進し、低コストで高品質な肉用牛の供給基地の形成を図る。また、養豚については、原種豚場等の整備を進め、優良種畜の選抜確保に努めるとともに、酪農及び養鶏については、亜熱帯風土に適応した飼養管理技術の改善を図り、安定的な生産に努める。なお、亜熱帯特有の疾病対策を推進するとともに、ふん尿処理施設の整備等環境保全対策に努める。

さらに、地力増進施設の整備を進めるとともに、耕種と畜産との有機的な結合等土づくり対策を推進する。

エ 流通・加工の合理化と価格の安定

農産物の安定供給と適正な価格の形成を図るため、花き卸売市場の統合整備等中央卸売市場の機能の拡充強化を図るとともに、集出荷施設、産地予冷施設の整備等各種流通施設の整備を進める。あわせて、食肉・鶏卵流通施設の整備統合及び家畜市場の機能強化を推進する。また、航空及び海上輸送の効率的利用を促進するとともに、産地情報や市場情報の迅速な処理提供を行う流通情報ネットワークシステムの拡充強化を図る。

製糖企業については、経営の合理化、施設の近代化を促進するとともに、企業の合併、工場の適正配置等について検討を行い、適正操業の確保に努める。含みつ糖については、需要に見合った生産対策、品質の向上、新商品の開発及び商品の多様化を促進する。パイナップル加工業については、品質の向上等を推進し市場競争力の強化を図る。

畜産物の生産拡大に対応して、飼料コンビナートの整備を促進し、低廉で高品質の配合飼料の安定的供給を図る。さとうきび、パイナップル等農産物のバイオ資源としての総合利用を促進するとともに、未利用農産物の高付加価値化のための技術開発を推進する。

主要農産物については、各種基金、公社等を通じて価格安定対策を推進する。

オ 農業技術の開発・普及と農業技術情報のシステム化

バイオテクノロジー等先端科学技術、沖縄の風土に応じた営農技術及び優良品種の開発及び実用化を推進する。また、農業試験場の整備については、農業の近代化及び農業技術開発の拠点として、また、東南アジア等南に向けた我が国の農業技術協力の拠点として、長期的展望の下に計画的、総合的整備を推進する。

さらに、経営能力に優れた農業生産の担い手の育成を支援する技術交流の場を整備するとともに普及活動を推進するため、農業改良普及活動体制の充実に努める。あわせて、農業技術センターを整備強化し、農業技術情報の収集利用等関係機関とのネットワークの形成を図る。

(2) 林業

沖縄の森林は、近年、資源内容を回復しつつあるものの、森林の整備は後れており、林業経営は総じて未成熟の段階にある。

一方、森林のもつ国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の確保及び向上、地域環境の緑化に対する社会的要請は一層増大している。

このため、多様な森林の整備と環境緑化を推進し、森林の諸機能の総合的な維持増進と亜熱帯地域の特性を生かした林業の育成を図る。

ア 森林の公益的機能の強化と緑豊かな生活環境の創出

国土の保全、水資源のかん養等を図るため保安林の指定を拡大し、水源山地の整備、山地災害危険地区対策、防災林造成、保安林改良等を推進するとともに、森林レクリエーションの需要の増大に対応して、保健保安林、県民の森等の整備を推進し、森林の保健休養機能の増進を図る。

また、緑化思想の高揚、啓発を図るため全国植樹祭を開催し、これを契機に緑化センター、グリーンバンク等の機能を強化するとともに、県土緑化、特に本島中南部地域の未立木地における森林造成を推進し、緑豊かな生活環境の創出に努める。

イ 林業生産基盤の整備と林業経営の改善及び担い手の育成

森林資源の保続培養を図るため、単層林、複層林、育成天然林等多様な森林の計画的な造成整備を推進するとともに、林道の開設、舗装等の林業生産基盤の整備を促進するほか、松くい虫等の防除対策を推進し優良松林等の保護に努める。

また、地域の森林資源を生かした林業経営を育成するため、林業構造の改善を推進するとともに、県産材の有効利用と需要の拡大、特用林産物の生産増大及び流通施設等の整備を促進するほか、木材関連産業等の振興に努める。

さらに、地域林業の中核的担い手である森林組合の育成強化及び林業後継者の養成確保を図るほか、林業金融の利活用に努める。

ウ 林業技術の開発と普及の強化

亜熱帯森林の特性と多様なニーズに対応した森林の整備技術、木材利用に関する先端技術の開発、情報処理体制の整備等を効率的に推進するため、林業試験場の機能の拡充強化を図るとともに、林業技術の高度化、多様化等に対応した普及活動の推進を図る。また、マングローブ等に関する調査研究を推進し、熱帯・亜熱帯地域との林業技術協力及び研究

交流を図る。

(3) 水産業

沖縄の水産業は、漁港、沿岸漁場等の漁業生産基盤の整備開発など各種の条件整備が進み、栽培漁業、養殖及び浮魚礁の展開など、明るい展望が開かれつつある。

しかしながら、本土に比べ水産業の生産基盤及び流通体制の整備は、なお立ち後れているほか、漁業協同組合等の経営基盤がぜい弱である。また、熱帯海域における試験研究体制の後れ等から、海域特性は十分に活用されていない。

このため、サンゴ礁海域の地理的・自然的特性を生かした漁港、沿岸漁場等の漁業生産基盤の整備とあわせて周辺水域の高度利用、水産資源の利用開発、流通加工体制の整備及び水産技術の開発・普及に努め、活力のある水産業の確立を図る。

なお、沿岸水域の利用に当たっては、海洋レジャー利用と調整を図り、漁業秩序の維持及び漁家所得の向上に資するよう努める。

ア 漁業生産基盤の整備と周辺水域の高度利用

水産業の近代化、合理化及び生産性の向上を図るため、漁港及び関連機能施設を整備するとともに、漁場環境の保全に努めつつ、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の展開、養殖業の振興等サンゴ礁海域におけるつくり育てる漁業及び資源管理型漁業の推進を図る。

さらに、水産資源の維持培養と海の環境保全に努める。また、南太平洋諸国における基地漁業を促進する。

イ 流通体制の整備と加工業の振興

水産物流通の合理化、円滑化を促進するため鮮度保持施設、荷さばき施設等の集出荷施設及び卸売市場の整備を図るとともに、流通情報管理システムの整備を推進する。

また、地先資源を有効に活用した地域性豊かな特産品の開発等に努めるとともに、糸満漁港背後地に総合的な水産流通加工団地の形成を図る。

ウ 水産業経営の安定と漁業協同組合等の育成強化

水産業経営の安定向上を図るため、水産金融の充実を図るとともに、漁業共済・漁船保険への加入を促進する。

また、漁協等水産団体の育成強化を図るため、経営基盤の拡大、事業の統廃合、漁協の合併、経営不振漁協の再建整備を促進する。あわせて、漁業者の福祉対策に努めるととも

に、漁業後継者の育成を図る。

エ 水産技術の開発と普及活動の推進

水産試験場の施設の整備拡充、栽培漁業センターの整備を推進するとともに、黒潮流域の海洋及び水産資源の開発調査、熱帯海域における栽培漁業及び養殖技術の開発に努める。さらに、試験研究機関相互の連携の強化等により、水産技術の普及・定着及び経営改善を図るための普及事業を推進するとともに、熱帯海域における水産技術等の向上蓄積を図り、南太平洋諸国等への漁業技術協力及び研究の拠点形成に努める。

(4) 製造業

本土経済圏から遠隔地に位置するという地理的不利性等により、沖縄の製造業は概して狭あいな域内を市場とした経営基盤のぜい弱な中小零細企業が多く、生産規模が小さいばかりでなく、技術の集積や労働生産性も低位にあり、産業連関性も弱い業種構造になっている。また、経済のグローバル化への対応も十分ではない。

このため、既存企業の組織化、近代化、高度化を促進し、生産力、経営力及び技術力の向上を図るとともに、内外企業との資本・技術提携を促進し、市場競争力の強化と市場の拡大を図る。

また、工業団地や工業用水道等の産業基盤の整備を図る等、企業立地条件の整備改善に努め、新規企業の立地を促進するとともに、既存企業との連関の強化を図る。

さらに、トロピカルテクノパーク等の整備を推進し、情報サービス業を始めとする産業活動を支援するサービス業の立地集積を図り、製造業との有機的な連携による工業技術の高度化を促進する。

ア 経営基盤の強化及び経営力の向上

内外の厳しい経営環境に対処し、製造業の自立的発展を図るため、引き続き中小零細企業の組織化及び設備の近代化を促進し、経営基盤の強化を図るとともに、同種事業の共同化や異業種との融合化を進め、生産性の向上と新たな分野の事業化を促進することにより、市場競争力の強化を図る。

また、沖縄の製造業の中核的・先導的な役割を担う企業の育成を通じて、業種間及び企業間の連関強化を促進し、製造業全体の生産力の増強を図る。あわせて、産業振興基金等を活用した人林育成事業の推進やTQC活動の普及等により、経営力の向上、企業家精神の高揚及び商品の質的向上を促進する。

イ 産業基盤の整備及び企業立地の推進

企業立地条件の整備改善を図るため、中城湾港新港地区工業団地の整備を引き続き推進し、既存企業の移転再配置と新規企業の立地を促進するほか、その他の工業等開発地区等においても、関係市町村との連携の下に新たな工業団地、工業用水道等の産業基盤の整備を図る。また、立地企業に対する助成制度の活用を促進するとともに、企業の誘致に当たっては、既存企業との連携の強化や産業の高度化に寄与する加工組立型産業、地場資源を有効に活用したバイオテクノロジー等の先端技術関連産業等を重点に積極的な誘致活動を推進する。

さらに、経済のソフト化、サービス化の進展に対処し、製造業への支援を強化するため、業務用団地の整備を進める等により、情報サービス業、自然科学研究所、運輸・流通業等産業活動を支援するサービス業の立地集積を図る。

ウ 技術力の向上及び産業の高度化

沖縄の地域特性や有利性を発揮した新たな商品の研究開発や高付加価値化を促進するため、産業振興基金の有効活用を図るとともに、産・官・学の緊密な連携の下にトロピカルテクノセンター等において、研究開発、事業化支援、人材育成など産業技術の高度化に向けた諸事業を推進する。また、工業技術センターを新たに移転整備し、公設試験研究機関としての支援機能の充実強化を図り、産業技術の一層の高度化に努める。

(5) 伝統工芸産業

伝統工芸品の生産拡大を図り、産業としての自立化を促進するため、企業の組織化、近代化を促進するとともに、原材料の確保や後継者育成のための諸施策の拡充を図り、安定した製品供給体制の確立に努める。また、産地と公設試験研究機関との有機的な連携を図り、デザイン及び生産技術・技法の向上を促進するとともに、伝統工芸の特質を生かしつつ消費者ニーズにも対応した商品の研究開発を促進し、新たな需要の開拓を図る。

さらに、商品の展示・販売、市場情報の収集・提供、人材の育成など総合的な機能を持った中核施設の整備を進めるとともに、産地と関係機関との緊密な連携を図り、生産性の向上と販路の拡大に努める。

(6) 鉱業

沖縄に多量に賦存する石灰石の長期的・安定的供給の確保を図るため、業界の組織化、近代化を図り、経営基盤の強化を促進するとともに、輸送体制の整備に努め、安定的な供

給体制の確立と生産コストの低減化を促進する。また、石灰石の新たな用途の研究開発を促進し、新規需要の開拓に努める。一方、地下資源として賦存が推定されている天然ガス、海底鉱物資源及び石油資源については、調査開発を促進する。その他の鉱物資源についても、地域住民の意向及び環境保全対策に配慮しつつ開発利用を促進する。

(7) 建設業

沖縄の建設業は、社会資本の整備、産業活動の基盤づくりを担う産業として、県経済の中で重要な位置を占めている。しかしながら、中小零細な事業者が多く、経営基盤がぜい弱で不安定であり、経営の近代化が立ち後れている。

このため、経営指導等の強化により企業体質の改善に努めるなど建設業の近代化を図るとともに、事業の大型化、高度化、多様化に対処して建設業の組織化、共同化を促進する。

また、高度化、多様化する建設需要に対応して、設備の近代化とあわせて技能者等の養成並びに施工能力及び技術水準の向上を図るとともに、指導体制を強化し、建設業の健全な発展及び建設業関連産業の育成に努める。さらに、総合工事業者と専門工事業者の関係の改善、労働時間の短縮を始めとする雇用・労働条件の改善及び魅力ある職場環境の整備を促進する。

(8) 商業、貿易

沖縄の卸・小売業は、零細小規模の事業所が多く、経営基盤がぜい弱で近代化が立ち後れており、また流通体系も未整備の状況にある。さらに、近年の大型小売店舗の進出等に対応した商業の近代化、合理化が求められている。

このため、中小企業の組織化及び経営の近代化を図るとともに、ショッピングモールや駐車場の整備など魅力ある商店街の形成に向けた高度化事業の推進に努める。また、流通の円滑化、効率化を図るため、卸売団地、倉庫団地等の建設を進め、これらが一体となった総合的な流通センターの形成を図る。

一方、沖縄の地理的優位性を生かした貿易の振興と企業の立地を促進するため、自由貿易地域における優遇措置の重点的活用等を図るとともに、自由貿易地域那覇地区の充実、中城湾港新港地区等への新たな設置を推進する等、我が国の南における国際的な物流中継加工拠点の形成を図る。また、アジア国際見本市の開催の検討や内外国際見本市への参加及び貿易関係団体の育成に努めるとともに、国内外への県産品の取引あっせんを総合的に行う組織体制の整備を促進する。

(9) 運輸交通業

沖縄の地理的特性に加えて、経済社会の急速な発展に伴い、運輸業の果たす役割は一層増大しており、観光・リゾート地の形成や地域開発の進展に対応して、運輸交通の安定的確保を図ることはますます重要となっている。

このため、各種輸送機関の特性を生かした効率的な輸送体系を確立するとともに、近代化、合理化を通じた運輸業の育成を図る。

航空輸送については、国際・国内航空路線及び離島航空路線の確保を図るとともに、地域航空企業の健全な育成を図る観点から、本土路線の拡充、機材の大型化等を促進する。

海上輸送については、輸送秩序の維持に努めるとともに、港湾整備や輸送二一ズに対応して、船舶及び荷役・倉庫等関連流通施設の近代化を促進し、県内海運業の育成に努めるほか、離島航路網の整備充実を図る。

陸上輸送については、鉄軌道の無い沖縄におけるバス事業の重要性にかんがみ、ターミナル等の整備、企業及び路線網の再編、走行環境の改善等を促進し、公共輸送機関としての機能拡充に努める。

また、トラック運送業の組織化・協業化とあわせてトラックターミナルの整備を促進し、輸送の効率化を図る。

(10) 情報サービス業

経済社会の各分野における情報化の進展に伴う情報産業市場の拡大と地方展開に対処し、沖縄の豊富な若い労働力と快適なリゾート環境を活用して情報サービス業の立地と育成振興を図る。

このため、中城湾港新港地区を始め中南部都市圏及びリゾート地域にソフトウェア団地等の整備を促進し、情報産業拠点の形成を図る。また、トロピカルテクノセンター等におけるSE教育等人材育成施策の充実、人材バンクの活用等による情報処理技術者確保対策を推進するとともに、県外市場からの業務受託の円滑化を促進する。

(11) 臨空港産業

我が国の南西端に位置する地理的優位性や県内外を結ぶ国内航空の拠点空港及び国際的空港としての那覇空港の機能を積極的に生かし、那覇空港周辺地域に企業立地のための用地の整備を図り、物流中継加工を中心とした臨空港産業の立地を促進する。

(12) 中小企業

急速な技術革新や情報化の進展、消費者二一ズの高度化、多様化等に適切に対処し得る中小企業の経営基盤の強化と体質の改善を図るため、経営診断指導の充実強化や業種別の

近代化計画の策定及び構造改善を促進し、中小企業の組織化、経営の合理化及び設備の近代化の一層の推進に努める。

また、異業種との技術交流等による事業の融合化を促進し、新たな分野の事業化を促すとともに、地域の商工団体、産業振興公社、信用保証協会等の充実強化を図り、経営力・技術力の向上、情報化の推進、人材育成等各方面にわたる中小企業への支援を強化する。

さらに、政府関係金融機関、県などによる中小企業のための制度金融や信用補完制度の充実を図り、金融の円滑化を推進する。あわせて、各産業間の技術・情報の交流、職員の研修、県産品の展示・あっせん・販売など、総合的機能を備えた産業振興の中核的施設の整備を促進する。

また、小規模企業及び下請企業の経営の改善と安定を図るため、小規模企業対策等の充実強化に努める

2 交通通信体系の整備

数多くの離島から構成され、本土から遠距離にある沖縄の地理的不利性を克服し、かつ、近年の経済社会の進展に伴う人的、物的輸送及び情報の高速化、広域化に対応した県民生活の向上と産業経済の発展を実現するためには、交通通信体系の一層の整備が必要である。

このため、航空については、那覇空港を沖縄における航空ネットワークの中核的空港として整備拡充を図るとともに、海上交通については、那覇港、平良港及び石垣港を輸移出入等の流通拠点として整備し、中城湾港については、引き続き流通加工港湾としての整備を推進する。また、離島などのその他の地域における空港、港湾等の整備の着実な推進を図る。

陸上交通については、高規格幹線道路を軸とした総合的な道路ネットワークの強化を図り、均衡のとれた地域社会の形成、産業の振興開発等のために必要な体系的な道路網の整備を進めるとともに、都市交通体系の整備を推進し、都市部における円滑な交通の確保を図る。

交通体系の整備に当たっては、各種交通機関の有機的な連携を強化し、県内県外各地域を結ぶ総合的な交通体系の整備を促進する。

また、今後の交通需要動向等を踏まえつつ、公共交通を含めた交通体系の高度化、高速化について検討を進める。

さらに、情報格差を是正し、高度情報化の進展に対応した豊かな地域社会の実現を図るため、高度情報通信基盤の整備とあわせて、各分野における情報システムの整備を促進する。

(1) 航空

離島性、島しょ性という地理的特性を持つ沖縄において、航空は、県内各離島、県外及び国外とを結ぶ唯一の高速交通手段であり、高速化、広域化する近年の経済社会の進展に伴い、その役割は一層重要となっている。このため、航空需要の増大、機材の大型化、航空ネットワークの拡大等に対処し、空港施設の整備を推進するとともに、航空路線網の拡充を図り、あわせて航空運賃に係る割引運賃の拡充等について検討する。

那覇空港については、我が国の南における国際交流拠点の形成や観光・リゾート産業等の振興を図るための基盤として、また県内外を結ぶ中核空港として、旅客ターミナル地域の整備等を推進するとともに、国内及び国際航空路線の拡充の動向等を踏まえ、沖合への空港施設の展開等その整備拡充について検討する。また、路線網の拡充等を図るとともに、空港エリア及び周辺地域を含めた開発利用を促進し、人的、物的交流拠点としての整備拡充を図る。離島空港については、新石垣空港の建設を推進するとともに、宮古空港、久米島空港等既設空港の整備や新南大東空港の整備を推進する。また、需要の動向等に応じて空港の整備等を検討するほか、路線網の拡充等を促進する。このほか、沖縄の島しょ特性

を踏まえるとともに、需要の動向等に配慮してコミューター航空等の育成を図る。

なお、引き続き民間航空の安全性向上のための施策を進める。

(2) 海上交通

沖縄の地理的特性から、人的、物的輸送わけても物的輸送については、海上交通に大きく依存する一方、近年の経済社会の進展に伴い、港湾に対する要請はより高度で多様なものとなっている。このため、海上交通の安全性、安定性の向上はもとより、輸送需要の増大、輸送形態の変化、海洋性レクリエーション活動の進展等に適切に対応するとともに、圏域ごとの拠点港湾や離島の港湾等の機能連携について検討し、物流、産業及び生活に係る諸機能が調和した質の高い港湾の整備を図る必要がある。

那覇港については、沖縄の玄関口としての機能を充実強化するため、外貿コンテナターミナルなど効率的な物流体系や快適な旅客交通体系の形成等に対応した整備を進める。また、周辺離島航路の拠点形成等を図るため、泊ふ頭地区の再開発事業を推進するとともに、海洋性レクリエーション需要の増大等に対応するためのコースタルリゾートプロジェクトの推進を図る。

中城湾港新港地区については、引き続き流通加工港湾としての整備を進めるとともに、中城湾港南部においては、海洋性レクリエーション活動拠点の形成等と一体となった周辺地域の活性化を図るため、マリンタウンプロジェクトを推進する。

平良港、石垣港の各港湾については、各圏域における拠点港湾として海上交通の安全性、安定性の向上、物流構造の多様化等に対応した整備を進めるとともに、観光・リゾート拠点形成を図るため、コースタルリゾートプロジェクトの推進を図る。

金武湾港については、将来のエネルギー需要に対処した基盤の整備を図るとともに地域の活性化に資する港湾整備を促進することとし、運天港については、北部離島への定期航路の基地等としての整備を図る。

その他の地方港湾については、住民生活の安定、地域産業の振興に寄与するとともに、船舶の大型化、フェリー化等の進展及び海上交通の安全性、安定性の向上に対応した整備を推進する。さらに、多様化し増大する海洋性レクリエーション需要に対応してマリナーを整備する等地域の特性に応じた整備を推進する。

あわせて、中核都市、各圏域の中心都市及び周辺地域を相互に結ぶ海上交通ネットワークの整備、検討を進める。

なお、船舶の避泊及び航行の安全確保のための整備を図るとともに、海図、水路書誌及び航路標識の拡充等を図る。

(3) 陸上交通

沖縄における陸上交通は、軌道交通が無く、専ら道路交通に依存しており、道路整備が県民生活や産業活動に与える影響は極めて大きい。

復帰後、道路については、積極的に整備が進められてきたが、人口及び自動車保有台数当たりの道路網密度は依然として低く、増加する交通需要や高速性、快適性等高度化、多様化する利用者のニーズに対応するためには、なお一層の道路網の体系的な整備とその質的向上が必要である。とりわけ、これらの課題に対処しつつ、21世紀に向けた活力ある地域社会の形成を図るためには、広域的な交流ネットワークの形成に資する高規格幹線道路網の整備を始め深刻化する都市地域における交通渋滞の諸対策や東西横断道路等効率的な道路網体系の整備、さらには本島地方部及び離島の産業、経済活動を支え、地域住民の生活の安定向上に資する道路等の整備を図る必要がある。

このため、道路網の再編成を図るとともに、那覇空港自動車道の整備を始め、高規格幹線道路と有機的に連結し地域振興開発に資する基幹的な幹線道路の整備を進めるなど、高速交通ネットワークを強化し、本島中南部及び北部地域における広域的な生活圏の形成を図る。また、本島中南部西海岸地域及び東海岸地域において、都市交通の円滑化を図り、あわせて物流、情報、都市型リゾートの拠点形成等に資する西海岸道路等の整備を推進する。さらに、本島の東海岸地域と西海岸地域との効率的な連絡を図る東西横断道路の整備を進める等、体系的な幹線道路網の形成を図る。

都市地域においては、市街地の秩序ある形成に相応した道路網を整備し、住みよい生活環境の確保及び渋滞対策の一層の推進を図るため、放射・環状道路、バイパスの整備、主要交差点の改良等を進めるとともに、日常生活に密着した道路の整備を推進する。また、那覇都市圏における都市モノレールについては、諸条件を整備して早期建設を推進する。あわせて、総合的な駐車対策、バス交通の効率化を促進する。

また、港湾、空港等との連結やリゾート整備を始め地域の開発プロジェクト関連道路の整備を推進するほか、地方における定住と交流を促進するための国道、県道、市町村道の整備を推進する。

離島においては、生活圏の広域化、一体化を促し、地域の活性化を図る観点から、離島架橋を始め観光施設その他の産業基盤に対応した一周道路等の整備を推進する。

このほか、親しみと潤いのある道路空間の形成を図るため、道路緑化、休憩施設等の整備を推進し、沖縄らしい道路環境を創出するとともに、沖縄のみち自転車道を始め歩行者空間の創出、修景等多様な道路整備を進める。

なお、これらの道路の整備に当たっては、自然環境に配慮するとともに、道路防災対策及び交通安全施設、道路情報提供施設等の整備を推進する。あわせて、安全で快適な通行の確保、防災や都市景観の向上の観点から電線類の地中化の促進を図る。

(4) 情報通信

経済社会の発展と国際化の進展に伴う情報通信需要の高度化、多様化に対処するとともに、沖縄の距離的不利性を克服し、情報格差を是正するため、高度情報化の進展に対応した情報通信基盤の整備拡充を図る必要がある。

このため、光ファイバー等を活用したサービス総合デジタル網 (ISDN) の整備を促進し、国際交流拠点の形成、県内産業の育成や高度化等に資するとともに、宮古、八重山地域等における民間ラジオ、テレビジョン放送の難視聴解消を促進する。また、都市型 CATV 等の整備を促進するほか、地域の特性に応じ、地域の活性化に資する地域情報通信網の整備及び衛星通信等を活用した総合的な行政情報通信ネットワークの整備を進めるとともに、情報通信の拠点となる施設の検討、整備を進める。あわせて、情報通信コストの低廉化を促進する。

また、情報技術を活用し、機能的で快適な生活環境の創出など魅力ある地域社会の形成を図るため、環境、防災、保健医療、生涯学習等県民の多様なニーズに対応した情報システムの整備を促進する。

3 水資源の開発及びエネルギーの確保

水及びエネルギーの安定供給は、県民生活の安定と経済社会の発展を図るための基本的条件である。

水資源については、これまで多目的ダム建設等積極的にその開発を進めてきたが、沖縄における水の供給は、依然として不安定な状況にある一方、水の需要は、今後とも人口の増加、生活水準の向上、産業開発の進展に伴い、なお一層増大が見込まれており、水の安定供給の確保は緊急かつ重要な課題となっている。

このため、今後も、多目的ダム建設を始め多角的な水源開発を積極的に推進する一方、水の有効利用を進め節水型社会の形成を図る。さらに、水源かん養機能の強化を図るとともに、水源地域の振興に努める。

エネルギーについては、今後の電力需要に対処し良質かつ安定的な電力の供給を確保するため、電源の新規開発を進めるとともに、石炭火力発電の拡大、ローカルエネルギーの開発等石油代替電源の開発を促進し、電源の多様化を図る。

(1) 水資源の開発

水の安定供給を図るため、沖縄北西部河川総合開発事業等多目的ダム建設を進めるとともに、西系列水源開発事業を推進する。

さらに、小規模生活ダム、地下水の開発等地域の実情に応じた水源の開発を図るとともに、沖縄本島においても海水淡水化施設の建設を進める。なお、引き続き異常渇水時に備えた方策について調査研究を行う。

農業用水については、河川水、地下水及び表流水の有効利用を図る等多様な水資源開発及び関連施設の整備を推進する。

また、水資源の有限性を認識し、節水思想の普及啓発を図るとともに、雨水等未利用水の適切な利用、下水処理水等の循環利用の促進を図り、水利用の合理化を進める。

さらに、水源地域の森林整備を推進し、森林の保水機能の維持増進に努める。

なお、水資源の開発に当たっては、自然環境等の保全に配慮し、水源地域の振興を図るための生産基盤及び生活環境施設の整備等を促進するほか、レクリエーションの場としてダム周辺環境整備を図る。

(2) エネルギーの安定確保

電力については、本土からの遠隔性、島しょ性等の地理的不利性や石油依存度の高い構造的な課題に対処するとともに、今後の電力需要の増大にも対処して、電力の安定供給の確保を図る。

このため、地域の環境保全にも配慮しつつ、具志川石炭火力発電所の建設など電源の新

規開発を促進するほか、季節別時間帯別料金制度等の有効利用を図り負荷平準化対策を進める。あわせて、海水揚水発電の実証試験を推進する。また、エネトピアアイランド構想の推進など風力発電、太陽光発電等地域の特性に即したローカルエネルギーの開発を進めるとともに、LNG 発電導入の検討など電源の多様化を図る。

さらに、供給信頼度の一層の向上を図るため、送・配電システムのループ化、無停電工法の採用等を促進する。あわせて、高度情報化社会の進展、電力利用の高度化に対応した良質・安定的な電力の供給を促進する。

石油、ガスについては、安全及び防災対策に留意しつつ、安定供給の確保を図る。

4 観光・リゾート地の形成及びレクリエーションの振興

所得水準の向上、余暇時間の増大、ライフスタイルの変化等に伴い国民生活に占める余暇活動の役割は一層重要なものになっている。

沖縄は、我が国唯一の亜熱帯・海洋性気候の下、恵まれた自然環境と独特の伝統文化や歴史を有し、これらの優れた資源を有効に活用して、今後の我が国における余暇時代及び長寿社会の進展に対応した国際的規模の観光・リゾート地として整備することにより、健康で豊かな国民生活の実現に貢献するとともに、地域の経済発展にも資することが期待されている。

このため、県民はもとより、地域・世代・国籍を超えた多様な人々の観光、保養、スポーツ、学習・研究等各々の目的に対応し得る多様な観光・リゾート施設の整備を進めるとともに、交通通信体系の整備を始め各面の関連基盤の整備とあわせて、個性と潤いのある周辺環境の整備や地域景観の形成に努め、質の高い観光・リゾート空間の創出を図る。

また、観光・リゾート開発を進めるに当たっては、自然環境の保全、農林漁業の健全な発展、地域社会との調和等に配慮した総合的な視点から秩序ある開発の指導及び誘導に努める。

さらに、観光・リゾート関連産業の人材育成や多彩なイベントの開催等、観光・リゾート客受入体制の充実強化を図り、国民的及び国際的な観光・リゾート地としての地位確立に努める。

また、観光・リゾート産業を沖縄の先導的・戦略的産業として位置付け、一層の振興を図るとともに、地域の各産業との関連強化を図り、地域経済への波及効果の拡大を促進する。

(1) 観光・リゾート地域の開発整備

ア 観光・リゾート及びレクリエーション施設の整備

国民の余暇時間の増大や余暇活動の多様化等に対応して、多様な観光・リゾート施設の整備を促進し、長期滞在型、通年型の観光・リゾート地の形成を図る。また、県民の余暇活動の充実に資するレクリエーション施設の整備充実を図り、健康で豊かな県民生活の実現に努める。

このため、自然環境の保全、農林漁業の健全な発展、地域社会との調和等に配慮しつつ、沖縄トロピカルリゾート構想等における重点整備地区及び戦略的開発拠点を中心に各地域の特性を生かして多様な観光・リゾート施設の整備を促進するとともに、個々の施設が有機的な連関を図りつつ、広域的な観光・リゾート地域として形成されるよう開発の誘導に努める。

宿泊施設については、国際水準のリゾートホテル等のほか、家族向けの低廉な施設、ペ

ンション、オート・キャンプ場等多様なニーズに対応した施設の整備を促進する。

また、海洋性リゾートに関しては、大規模海浜公園やマリーナの整備を進めるとともに、海浜の公共的利用の推進とその良好な維持管理体制の確立に努めるほか、海洋性レクリエーションのための利便施設や海水を活用した健康増進施設等の整備を進め、海洋のリゾートの活用を促進を図る。

さらに、キャンプ場、ゴルフ場、体験学習施設等年間を通じて多様な余暇活動が楽しめる施設の整備を促進する。特に、長寿社会の進展に対応して高齢者の保養目的に配慮した観光・リゾート施設の整備を促進する。

イ 観光・リゾート関連基盤の整備

観光・リゾート開発の進展に伴い、水資源、交通通信、生活環境施設等の各分野で需要の増大が予想され、地域社会との調和に配慮した観光・リゾート開発を推進する必要がある。

このため、県民の日常生活との調和を図りつつ、観光・リゾート客の利便性の確保や観光・リゾート地にふさわしい景観の形成等にも配慮して、関連基盤の整備を進める。

水資源については、引き続き多目的ダムの建設を始め多角的な水源開発を推進するとともに、観光・リゾート施設における自己水源の開発や循環利用など水の有効利用を促進する。

航空については、那覇空港を、県内外を結ぶ国内航空の拠点空港として、また我が国の南における国際交流拠点の玄関口として整備を推進するとともに、離島空港については、機材の大型化、航空ネットワークの拡大等に対応した整備を進める。

港湾については、マリーナの整備を始めコースタルリゾートプロジェクト及びマリントウンプロジェクトの推進等、海洋性レクリエーション活動の需要の増大にも対応し得る総合的な港湾整備を推進する。あわせて、観光・リゾート地域を結ぶ海上交通ネットワークの整備、検討を進める。

また、漁港については、フィッシャリーナの整備など海洋性レクリエーション活動の増大に対応した総合的な整備を促進する。

陸上交通については、観光・リゾート地域内及び地域間を結ぶ道路網の整備を図るとともに、トロピカルなリゾート地を演出する花と緑の快適な道路空間の創出に努める。また、観光・リゾート客の利便に資するよう、バス路線網の再編や道路案内標識、駐車場等の整備を推進する。

生活環境施設の整備については、観光・リゾート入域客の増加にも対応した上下水道、廃棄物処理施設等の整備を計画的に推進する。さらに、リゾートパークやコンベンション施設等観光・リゾート関連施設及び美術館、博物館等文化施設の整備充実を図るほか、歴史的建造物、遺跡等の整備活用を図る。

(2) 観光・リゾート客受入体制の整備

国民的及び国際的な観光・リゾート地の形成を図るため、観光・リゾート施設や関連インフラの整備とあわせて、観光・リゾート客受入体制の整備を促進する。

このため、関連業界の従業者研修等の充実強化を図り、接遇とサービスの向上に努める。また、大学、専修学校、職業訓練校等における観光・リゾート関連専門学科の整備、ボランティア通訳の育成など観光・リゾート客の多様なニーズに対応し得る人材の育成、確保及び定着を図る。さらに、官民一体となった積極的な誘客宣伝活動を推進するとともに、地域の伝統行事や国際色豊かな各種イベントの開催等を通じて地域の人々との交流を促進する。

また、大型クルーズ客船の活用を含め、国内各地や近隣諸国等との広域観光ルートの形成を図るとともに、迅速・的確な情報を提供する観光・リゾート情報システムの整備を促進するほか、外国からの入域客にも対応した観光案内板や標識の設置及び国際電話通信設備の整備を促進するなど情報通信体系の整備に努める。

さらに、観光・リゾート地域における安全の確保及び医療体制の確立を図る。

(3) 観光・リゾート関連産業の振興

観光・リゾート関連産業の組織化及び近代化を促進しつつ、他産業との相互の連携の強化及び融合化を促進し、地域経済への波及効果の拡大を図る。

農林水産業においては、観光・リゾート施設等からの需要にも十分対応できるよう、農協や漁協等を中心に計画的・安定的な供給体制の確立を図る。また、熱帯果樹や花き等を中心とした観光農園、植物園、フィッシャーマンズワープ等の整備を促進する。

製造業、サービス業等については、地域性豊かな地場産品の特質を生かしつつ、観光・リゾート客のニーズにも対応した伝統工芸品や飲食品等の商品開発に努めるとともに、観光・リゾート施設における地場産品の優先使用を促進する。あわせて、土産品ショッピングモールの形成や地域の伝統工芸館、共同作業場等の観光ルート化を図る。また、マリンスポーツ用品やリゾートウェアのデザイン制作等、新たな産業の育成振興を図る。

さらに、沖縄の伝統芸能や伝統工芸、マリンスポーツやスカイスポーツ等に関連した教育・文化産業及びレジャー支援産業の振興を図る。

5 南の国際交流拠点の形成

国際的な相互依存関係が深まる中で、我が国の国際社会における役割は次第に高まりつつあり、それに伴って世界の平和と発展のため積極的に貢献していくことが強く求められている。また、東南アジア諸国、中国沿岸域、韓国等の経済成長に伴い、我が国とこれらの地域との各面にわたる交流が活発化している。

このような中で沖縄は、地理的、歴史的にこれらの地域との国際交流の推進を可能とする独自の基盤を備えており、これらの特性を積極的に活用し、個性豊かな活力ある地域社会を目指して、近隣アジア、太平洋諸国等との我が国の南における国際交流・協力拠点の形成を図り、経済、文化、学術等の国際交流を積極的に推進する。

(1) 国際交流拠点形成のための基盤整備

国際化の進展に対応して我が国の南の国際交流拠点を形成するとともに、国際都市の形成に必要な基盤整備を図る。

このため、那覇空港の国際的空港としての機能の向上に資するよう利便施設等の整備を図るとともに、那覇港、中城湾港等を整備拡充し、あわせて近隣アジア諸国等と沖縄を結ぶ国際航空路線網及び外航航路網の拡充を図るなど、国際的な交通輸送条件の整備を促進する。さらに、自由貿易地域の活用等により物流中継機能の拡充強化を図り、近隣アジア諸国を中心とする国際経済交流の拡大と基盤整備を促進する。

また、交通・情報通信基盤、生活環境基盤等の社会資本の整備とあわせて国際会議等の開催が可能な施設や宿泊施設の整備を促進し、コンベンション都市としての機能整備を図るほか、外国人に対する案内標識の整備や情報提供体制を始め各種都市サービス機能の拡充など、国際都市にふさわしい都市環境の整備を進める。

(2) 国際交流の場の形成

沖縄の地域特性を生かして我が国と近隣アジア、太平洋諸国等との懸け橋となる交流の場の形成を図る。

このため、国際協力の重要な拠点としての役割を発揮できるよう沖縄国際センターの活用を図り、これと相乗効果を高め、産業経済、科学技術、芸術文化等に関する多種多様な交流・情報機能を持つ拠点施設や総合的な学術研究拠点等の整備を図り、国際交流・協力を資する諸機能を集積した国際交流ゾーンの形成を促進する。

また、国際平和に関する文化活動、交流、研究のための諸施策を推進する。

さらに、国際交流を支援する情報システムを整備し、海外移住者等や各国留学生・研修員との情報ネットワークの形成を図るとともに、公的試験研究機関の整備拡充等を図り、各種技術研修の受入体制の整備を促進する。

あわせて、国際交流財団等国際交流団体の育成、学校教育における外国語教育の振興、語学センターの拡充整備の促進を図るなど国際化に対応した人材の育成に努める。

(3) 国際交流及び国際協力の推進

沖縄における国際交流の場を活用して各面の交流と協力を推進していくため、各種国際会議の開催や留学生・研修生の相互派遣、児童生徒、青少年、女性、高齢者等の国際親善交流及び姉妹都市交流を推進するとともに、諸外国との経済、技術、文化、学術等の交流を推進する。特に、ウリミバエの防除技術を始めとする亜熱帯農業技術、熱帯海域の栽培漁業技術、マングローブの生態系保全と造成技術、熱帯医学、さらには地下ダム建設技術等の技術交流などを図り、近隣アジア、太平洋諸国等と我が国の国際協力の推進に寄与する。

また、近隣アジア諸国等の留学生・研修員及び南米等の移住者子弟留学生の受入れを推進するとともに、留学生等と地域住民との交流を促進する。

6 都市・農山漁村の総合的整備と生活環境施設等の整備

21世紀に向けた多極分散型の国土づくりに資するとともに、活力ある地域社会の形成を図るためには、国際化、情報化の進展など時代の潮流に適切に対応しつつ、地域特性を生かした個性豊かな地域づくりが求められている。とりわけ経済のソフト化、サービス化等の進展に伴い、都市は活力と利便を地域全体に提供する拠点として、その役割がますます重要になっている。一方、県土の大部分を占める農山漁村の活性化を図ることは、県全体の均衡ある発展にとって不可欠である。

このため、都市と農山漁村の有機的な連携の下に、適切な機能分担を図りつつ、総合的な整備を進める。

都市については、その規模と特性に配慮しつつ、地域社会の活性化を支える都市機能の強化、育成を図るとともに、高度化、多様化する生活ニーズに対応して、安全で快適な都市環境の整備に努める。

農山漁村については、生産と生活の場が一体となっている特性に配慮して、生産基盤の整備はもとより、都市と比べて立ち後れている生活環境の整備等定住のための条件整備を促進するとともに、多様な地域資源を生かして活力に満ちた地域社会の形成を図る。

また、安全で快適な住環境を形成するため、生活環境施設等の一層の充実に努めるほか、県民生活の安全と平穏を確保するとともに、消費生活の安定確保に努める。

(1) 都市の総合的整備

国際化、情報化の進展や経済社会活動の広域化に伴い、都市の持つ諸機能が地域活力の充実に果たす役割はますます重要となっている。

しかしながら、沖縄においては、急激な市街化の進行や広大な米軍施設・区域が存在するなど種々の要因を抱えており、今日に至っても、生活・産業基盤の面でなお整備を要するものが多く見られる。

このため、合理的な土地利用を図るとともに、機能的な都市活動を支える交通・情報通信基盤の整備を始めとする各種都市基盤の整備を推進するほか、業務管理、教育、情報、国際交流等の都市機能の集積に努める。さらに、快適な都市環境の形成を図るため、計画的な市街地の整備を進めるとともに、都市河川のしゅんせつ、浄化を始め、道路、公園、上下水道、住宅等の生活環境施設等の整備とあわせて、亜熱帯の気候風土に配慮した都市緑化を促進し、快適な街づくりを推進する。また、電線類の地中化を進めるほか、地域のシンボルとなる広場・文化施設等の整備を促進し、都市の美観、風致の維持・創出に努める。

都市の整備を進めるに当たっては、それぞれの都市の規模と特性に応じた機能の分担と相互の連携に配慮した整備を図るものとし、本島中南部都市圏については、県内の中核都市及び特色ある国際都市としての形成を図り、また、その他の地方都市については、中南

部都市圏との有機的な連携を図りつつ、それぞれの生活圏域における中心都市としての機能の集積を進めるとともに、その特性を生かした潤いのある魅力的な街づくりに努める。

(2) 農山漁村の総合的整備と活力ある村づくりの推進

生産と生活の場が一体となっている農山漁村においては、地域特性を生かした生産基盤の整備のほか、豊かな自然環境や景観の維持・形成、伝統文化の保存・継承、都市と農山漁村の交流の場の形成等を含めた農山漁村の総合的な整備を推進する。

このため、農林漁業生産基盤や交通・情報通信基盤の一層の整備推進を図りつつ、生活に密着した道路、集落排水施設等の生活環境施設の整備等を進める。

また、豊かな自然等を生かし、観光・リゾート地域の整備を図るとともに、地域資源を活用した地域特産物の開発など観光産業との連携を図りつつ、就業機会の確保に努める。

さらに、農山漁村地域の活性化に重要な役割を担う女性、高齢者等の組織化による活動の促進に努める。

(3) 生活環境施設等の整備

沖縄における生活環境は、これまでも積極的な整備が図られてきたが、なお不十分な状況にあり、他方、近年の高齢化、国際化等の進展や価値観の多様化等に伴い、より安全で快適な潤いのある生活環境の整備が求められている。

このため、合理的な土地利用の下に、道路、河川、住宅、公園、上下水道等の一層の整備拡充を図るとともに、その整備に当たっては、沖縄の気候風土、自然環境等に配慮した整備を図る。また、良好な市街地の形成を図るため、引き続き市街地整備を積極的に推進する。

ア 住宅

沖縄の住宅は、これまでの整備により量的には一応の充足が図られたが、居住水準については依然として低い状況にあり、また今後も人口の増加に伴う住宅需要の増大が見込まれる。

このため、住宅の量の確保とあわせて、より一層の居住水準の向上を図るとともに、沖縄の気候、風土を考慮した住宅の整備を促進する。

住宅の建設に当たっては、地域の多様なニーズを勘案しつつ、公的資金による住宅建設及び民間住宅の自力建設を促進する。あわせて、地域特別賃貸住宅の建設等多様な供給方式の促進を図る。

特に、都市地域の住宅地整備においては、道路、公園、上下水道等の公共施設はもとよ

り駐車場の整備等にも配慮し、ゆとりと潤いのある住環境を総合的に整備する。

また、既成市街地においては、不良住宅地区の改良を推進し、住環境の改善を促進する。

イ 水道

生活水準の向上と産業の発展、観光客の増加等により、今後とも水需要の増大が見込まれることから、水源の確保並びに導・送・配水施設及び浄水施設の整備拡充を図るとともに、高度浄水処理施設を整備し、おいしい水の供給を推進する。

また、老朽化した施設の改修及び施設機能の拡充を推進するとともに、小規模水道等の統合を図り広域給水体制の確立に努める。

このほか、地下水や雨水の適切な利用、海水の淡水化等地域の実情に応じた水源の確保を図り、水道施設の充実に努める。

ウ 下水道

人口の増加、都市化の進展に伴う汚水量の増大等に対処して、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を推進する。

流域下水道については、中部流域下水道及び中城湾流域下水道の整備拡充等とともに、下水道処理施設の上部空間を活用した公園等の整備について検討する。

公共下水道については、引き続き都市地域において整備を進めるとともに、沖縄の優れた自然環境を保全するため、本島中北部、離島その他の地域における特定環境保全公共下水道等の整備を推進する。また、親水性に配慮した下水道の整備を図る。

さらに、下水処理水の再利用を推進するとともに、公共下水道未着手地域における下水の排除のため、都市下水路の整備を進める。

エ 廃棄物処理施設

産業の発展や生活水準の向上等により、一般廃棄物及び産業廃棄物は量的に増大し質的にも多様化しており、ごみの適正な処理にとどまらず、減量化・再生を積極的に推進するなど総合的な廃棄物処理対策を図る必要がある。

このため、一般廃棄物については、市町村の策定する一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ、生活排水対策を総合的に推進する。ごみ処理に関しては、ごみ処理施設や最終処分場等の整備の推進に加え、地域住民の参加・協力を得て、廃棄物の排出抑制、分別収集体制の強化及び再生利用の促進を図る。生活排水処理に関しては、し尿処理施設の整備を図るとともに、集落排水施設の整備及び合併処理浄化槽の設置を促進する。

産業廃棄物の処理については、再利用や再資源化等による減量化を積極的に推進すると

ともに、最終処分場等処理施設の整備を促進し、適正処理体制の強化を図る。

オ 公園緑地

沖縄においては、急速な市街化の進展により、全体として緑の乏しい景観を呈しており、県民に潤いのある快適な生活環境を提供し、同時に観光・リゾートの振興に資する上からも、公園緑地の整備は重要な課題となっている。

公園緑地の整備に当たっては、整備水準の一層の向上を目指すとともに、快適で安全な都市環境の形成等に資する都市施設として整備を図る必要がある。

このため、日常生活に関連の深い児童公園、地区公園等の住区基幹公園を始め、都市住民全般の休息、運動等総合的な利用に供する都市基幹公園や、広域的かつ多様なレクリエーション需要等に対応するための大規模公園の整備を進めるとともに、県民の多様なニーズに対応した特殊公園の整備を推進する。

さらに、県民レクリエーション及び観光・リゾートの新たな拠点を形成するため、リゾートパークの整備を図る。また、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は、我が国唯一の熱帯・亜熱帯公園として、同首里城地区及びその周辺地域は、沖縄の歴史文化を象徴する場にふさわしい地域として、整備充実を図る。

このほか、都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るため、都市緑化を積極的に推進する。

なお、住宅地域等に存在する墓地については、緑地としての整備や集団化について検討する。

カ 市街地整備

沖縄における市街地は、戦後、都市基盤整備を伴わずに形成され、人口、産業の集中により、過密化した既成市街地とその周辺部で市街化が無秩序に進行している地域があり、これらの地域では都市施設の整備が十分でなく、都市機能や生活環境に好ましくない影響を与えている。

このため、市街化されつつある地域や軍用地返還跡地等を対象に土地区画整理事業を実施するとともに、既成市街地について、市街地再開発事業、住環境整備事業等を推進する。

キ 流通施設

離島性、島しょ性という地理的特性を持つ沖縄においては、流通体制の整備は、本島及び離島における物価の安定と物的流通の効率化を図る上で重要な課題である。

このため、道路、港湾、空港、漁港等の物流基盤の整備を図りつつ、流通センターの建

設等物流拠点の形成を図るとともに、流通情報ネットワークの構築に努める。

(4) 県民生活の安全確保

多発する交通事故を防止し、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設等の整備、総合的な駐車対策、交通情報システムの高度化等を推進するほか、交通安全対策のための総合的な施設の整備を図る。あわせて、交通安全思想の啓発普及に努めるとともに、交通事故被害者対策を推進する。

また、犯罪と少年非行の防止を図るため、各種対策を推進するとともに、警察施設及び装備資機材の充実に努める。

さらに、都市の過密化、高層建築物、危険物施設の増加等に対処するため、消防施設の整備、消防防災体制の強化、救急業務体制の充実に努める。

(5) 消費生活の安定確保

情報化の進展等経済社会の発展による消費構造の複雑多様化等に即応した消費者教育、啓発活動等を推進するとともに、消費生活センターの整備拡充を図るほか、地域の消費者行政推進体制の整備を促進する。また、物価監視指導体制や物価情報の充実強化を図り、物価の安定と消費生活の向上に努める。あわせて、食品等の安全性の確保を図る。

7 自然環境と国土の保全及び公害の防止

沖縄の自然環境は、亜熱帯・海洋性気候の下、美しい白砂に恵まれた海岸線や貴重な動植物が生息する緑豊かな原生林など多彩な特色を有している。これらの貴重な自然環境は、かけがえのない国民的資産として適切に保護を図り、後世に引き継ぐ必要がある。

このため、島しょ性等沖縄の地域特性に対応した総合的な環境保全に努めることとし、開発に当たっては、必要に応じ、環境影響評価を行う等により、自然環境の保全及び公害の防止を期する。

さらに、都市地域及びその周辺地域においては、公害の防止にとどまらず、身近な自然の適切な保全と活用を図るとともに、快適な環境の創出を図るなど、環境にやさしい地域づくりを進める。

また、沖縄は、台風等による自然災害を被りやすい条件下にあり、県民の生命と財産を守るため、自然との調和、親水性にも配慮しつつ、国土保全施設の整備を進めるとともに、災害防止体制の強化を図る。

(1) 自然環境の保全

亜熱帯の原生林や貴重な野生動植物の生息地及びサンゴ礁沿岸海域などの優れた自然環境の保全・回復を図るため、他の土地利用との調和を図りつつ、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の指定地域の拡大などを推進するとともに、自然環境に関する体系的保全対策を効果的に進め、長期的・総合的な調査を行う。また、県民の自然に対する多様なニーズに対応した自然公園等における利用施設の整備を図る。

さらに、自然保護思想の普及啓発活動等の拠点となる施設の整備を図る。

また、都市地域及びその周辺地域においては、緑地の造成、水辺や周辺丘陵地の樹林の保護・育成、親水空間の整備等、身近に自然と親しむことのできる潤いのある緑豊かな環境の創出を図る。

(2) 国土の保全及び災害防止

沖縄は、台風の常襲地帯で、風雨、波浪等による自然災害を被りやすい条件下にあるので、これらの地域特性に配慮しつつ、治水事業、海岸事業、治山事業等を推進するとともに、災害防止体制を強化する必要がある。

このため、河川の改修、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業等はもとより多目的ダム及び治水ダムの建設等河川の総合的な開発事業を推進する。特に、都市河川については、改修の促進とあわせて、しゅんせつ、浄化を推進するなど良好な河川環境の整備を図る。

また、強大な波浪、高潮の被害等から、国土を保全するため、海岸保全施設の新設及び改良を図り、海岸の保全機能を高めるとともに、海岸環境の整備に努める。

さらに、治山事業を計画的に推進し、水源かん養林、防災林等保安林の指定の拡大及び造成整備を着実に推進する。

なお、ゆとりと潤いを求める県民のニーズに対応し、河川、砂防及び海岸保全施設の整備に当たっては、利便性、親水性、景観等に配慮した快適で潤いのある水辺空間の創出に努める。

このほか、気象業務体制の整備、防災、海難救助体制の充実を図る。

(3) 環境の保全及び公害の防止

公共用水域の水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭等の公害を防止するため、公害監視測定体制の整備を図り、発生源に対する規制や監視・指導の強化を図る。さらに、自動車交通公害に対しては、総合的に施策を推進する。あわせて、下水道、集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及、家畜のふん尿処理対策など地域特性に合った総合的な水質保全対策を推進する。

また、環境資源の適正な保全・活用と快適な環境づくりを進めるため、環境情報システムの整備、環境影響評価体制の強化等を図る。

赤土流出については、各種開発等に当たりその防止に努めるとともに、発生源の監視・指導の強化、各種防止技術やたい積した赤土の除去についての調査研究を進めるなど、その対策を推進する。

米軍基地に起因する航空機騒音等については、防音対策その他必要な施策を推進する。あわせて、公共用飛行場についても、必要に応じて防音対策を検討する。

さらに、酸性雨等による地球的規模での環境汚染に対し、その調査・研究体制の整備を進めるほか、地球環境問題を含めた知識の普及啓発を図るなど環境教育の推進に努める。

8 教育及び学術・文化の振興

活力ある地域社会と豊かな県民文化の創造を図るため、生涯学習社会の形成を基軸に教育及び学術・文化の振興施策を総合的に推進し、沖縄の地域特性を踏まえつつ、時代の進展に適切に対応し得る教育水準の向上に努めるとともに、個性にあふれ国際性豊かな人材の育成に努める。

このため、学校教育においては、教職員研修の充実強化を図り、指導内容・方法の研究改善に努めるとともに、引き続き学校教育施設・設備の整備充実に努め、経済社会の進展に適切に対応し得る教育内容及び教育基盤の充実を図る。一方、生涯学習、生涯スポーツの振興を図るため、社会教育施設及び社会体育施設の整備を推進するとともに指導者の養成、確保に努める。

また、家庭・学校・地域社会が連携を深め、家庭教育、体験学習及び地域活動の充実に努め、青少年の健全育成を図るとともに、男女共同参画型社会の形成を目指して、女性の生涯にわたる学習機会の充実及び社会参加の促進に努める。

さらに、貴重な文化遺産の保存・継承に努めつつ、多様な芸術文化活動の促進と文化施設の整備に努めるとともに、行政の文化化を推進するなど新しい県民文化の創造、発展を図る。あわせて、沖縄の地域特性を生かした国際的な学術研究機関の整備の検討など学術の振興と人材の育成を図る。

(1) 初等中等教育の充実

幼児児童生徒の心身の全人的な発達を期して初等中等教育の充実を図る。このため、幼稚園教育においては3・4歳児就園率の向上に向けた諸条件の整備を図る。

小学校、中学校、高等学校教育においては、引き続き学力の向上を重点課題として位置付け、基礎的・基本的な内容の指導の徹底とその定着化を図るとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった総合的な学力向上対策を推進する。また、児童生徒の実態に即した生徒指導及び進路指導の充実を図り、進学率の向上及び中途退学対策の強化に努めるほか、国際化、情報化、技術革新等経済社会の進展に対応した外国語教育、理科教育及び職業教育の充実を図る。

特に、高等学校教育においては、生徒の特性や多様な進路等に適切に対応できるよう、特色ある学科の新設や改編、単位制高等学校の整備等教育の多様化を推進する。

特殊教育については、適正就学指導の充実を図るとともに、社会参加や職業自立に向けた指導を拡充強化する。

また、へき地教育の充実を図るため、へき地教育研究室の機能を強化し、へき地の特性を生かした教育活動を推進するとともに、スクールバス、児童生徒交流施設、教職員住宅等の整備を促進する。

これらの教育課題に対処するため、教育センターにおける教職員研修の体系化や内容の

精選を図りつつ、校内研修を含めた各種研修の活性化及び実効化に努める。また、初任者研修等の充実強化に向けて県立教育センターの機能の拡充を図るとともに、急速な技術革新に対応した研修を推進するための施設の設置を図る。

学校教育施設の整備については、老朽校舎の改築、水泳プールの設置等各種施設の充実や学校規模の適正化を図るほか、引き続き地域特性を生かした快適な学習環境の整備に努める。さらに、情報化等時代の進展に対応した施設の整備を推進する。

また、学校教育設備については、技術革新の進展、産業構造の変化等に対応した理科教育設備、産業教育設備の整備を進めるとともに、情報化の進展に対応して情報機器等の整備及び教育情報ネットワークシステムの構築を図る。

私立学校については、私学の特性を生かした特色ある学校づくりと個性あふれる人材育成のための自主努力を期待する。また、公教育における私立学校の役割を考慮し、私立学校経営の健全性を高めるとともに、施設・設備など教育環境の整備充実を期する。

さらに、実践的な職業教育を担う専修学校等においては、時代や地域の要請に即応して各分野で活躍できる多様な人材の育成を図れるよう支援する。

(2) 高等教育の充実

国際化、情報化を始めとする多様な社会的・時代的要請に的確に対応できる専門分野の人材育成を目指して、高等教育機関の整備充実を努め、教育・研究活動の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図る。

このため、沖縄における高等教育の場としての中心的役割を担う琉球大学においては、教育研究施設・設備の整備充実とあわせて、学部や大学院の整備充実等教育研究体制の一層の充実を図り、地域の特色ある大学として整備する。

県立芸術大学については、沖縄の豊かな伝統芸術の継承と新しい芸術文化の創造を担い県民文化の発展に寄与できる人材の育成を目指して、奏楽堂の整備、附属研究所の機能の充実強化等施設・設備の充実を図るとともに、大学院の設置について検討し、芸術教育、学術研究の場の整備を図る。

私立大学については、私学の自主性、独自性を踏まえ、個性あふれる人材の育成を目指した独自の学校運営を期待するとともに、高等教育を実践する場にふさわしい施設・設備の整備及び教育研究体制の充実を期する。特に、地域や時代の要請にこたえて、理工系、情報関連、観光・リゾート関連の学科を擁する大学の整備拡充を図る。

(3) 生涯学習の推進

県民が自ら学習する意欲と能力を養い、生涯の各時期における豊かな人間形成と課題解決能力の修得に資するよう、生涯学習推進のための条件整備を図る。

このため、生涯学習推進本部の設置や社会教育主事の養成等生涯学習の推進体制の確立とあわせて、その基盤となる社会教育施設の重点的な整備を図る。特に、県立図書館の充実とあわせて、市町村の公民館及び図書館の整備や類似施設の有効活用を促進するとともに、各施設のネットワーク化の推進を図る。また、生涯学習推進センターを始め、自然野外学習センター等の設置について検討する。

さらに、生涯学習活動重点地域の整備及び生涯学習情報提供システムの構築を図るほか、学校や地域社会の学習機能との連携強化を図り、広く県民の学習機会の拡充に努める。

また、生涯学習活動の成果を地域社会に生かす環境の整備を図り、ボランティア活動の総合的な促進に努める。

(4) 人材の育成

21世紀に向けて、沖縄が活力ある地域社会を形成していくためには、産業経済、福祉・医療、学術・文化等の各面にわたり多くの有為な人材を育成する必要がある。

このため、人材育成の基礎段階である学校教育の振興はもとより、各部門の施策事業の展開を通じて各地域及び各分野のリーダーの育成に努めるとともに、実社会における産業教育の振興に向けて、企業の研修所、研究所、交流施設等の整備の促進を期する。

また、県内各大学の研究施設及び研究体制の充実を図り、専門分野の人材育成を促進するとともに、産・官・学の連携や国際的な学術交流を通じて研究開発を促進する。さらに、人材育成財団の機能の強化を図り、国外留学・研修事業や育英事業の拡充に努めるとともに、人材育成に必要な優れた指導者の確保定着を図るための諸施策を積極的に支援する。

(5) 青少年の健全育成

多様化する現代社会に適切に対処し得る能力を備え、かつ、人間性豊かな青少年を育成するため、少年自然の家等の学習・活動施設の整備充実を図るとともに、青少年の国内外における交流を推進するなど青少年の健全育成に資する環境づくりを推進する。

また、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談体制の充実強化、登校拒否児童生徒の適応指導教室の増設等に努めるとともに、青少年指導者の養成及び青少年団体の育成を図り、家庭・学校・地域社会の緊密な連携の下に、青少年健全育成県民運動を推進し、社会環境の浄化と非行の防止に努める。

さらに、地域のボランティア活動、郷土学習等を促進する。

(6) 女性の社会参加の促進

男女共同参画型社会の形成を目指して、長期的展望に立った女性の県内行動計画を策定

するとともに、その推進体制の充実強化を図り、男女平等をめぐる意識変革や、女性を取り巻く社会環境の条件整備を図る等、行動計画の目標達成に向けた積極的な施策の推進に努める。

さらに、女性の資質の一層の向上を図る観点から、広く国内外との交流及び研修を推進し、国際的視野に立った女性の育成に努める

(7) 県民の健康・体力の増進及びスポーツの振興

児童生徒の体位の向上と基礎体力の増強を図り、健康でねばり強く、かつ、生涯にわたってスポーツ活動を実践できる児童生徒の育成に努める。このため、学校体育施設・設備の整備、指導者の養成、運動部活動の充実、学校体育団体の育成等学校体育・スポーツ活動の充実を図るほか、学校保健、学校安全及び学校給食の充実に努める。

また、県民が生涯にわたって、スポーツに親しみ、スポーツを通じて健康と体力の増進が図られるよう、スポーツ振興の諸基盤の整備を図る。このため、地域の実情に即して住民が日常的に身近に利用できる社会体育施設の整備充実を図るとともに、学校体育施設の開放を促進する。また、だれもが取り組める多様な軽スポーツ種目の普及を図るほか、空手を始め諸武道の普及、振興を図るため武道館の建設を推進する。

さらに、県民の自立の気運や志気の高揚に資するため、優秀な指導者の養成確保とスポーツ団体の育成強化に努め、競技力の向上を図る。

(8) 文化財の保護及び学術・文化の振興

沖縄の歴史と風土にはぐくまれた伝統芸能、美術工芸等の個性豊かな独自の伝統文化を保護・継承するとともに、県民の幅広い芸術文化活動を促進し、新たな県民文化の創造を図る。

このため、文化財保護思想の啓発普及を図るとともに、有形・無形・民俗文化財、記念物等各分野の実態調査と指定を進めるほか、埋蔵文化財、周知の遺跡等を保存し広く県民に公開する施設として、埋蔵文化財調査センターの設置を図り、文化財の適切な保存及び活用に努める。特に、首里城正殿、城郭等失われた文化遺産の復元・整備を図るとともに、流出文化財の調査収集を推進し、県民アイデンティティーの醸成に資する。

さらに、組踊等伝統芸能の上演施設や沖縄の地域特性に配慮した芸術劇場、博物館、美術館、公文書館等文化施設の整備を進めるとともに、文化振興基金の充実、優れた芸術の鑑賞機会の拡充、伝統芸能の国内外での公演など国際的規模の文化交流の促進等を図る。

また、県立芸術大学附属研究所の機能の充実強化を図り、汎アジア的広がりにおける芸術文化の研究及び交流を推進する。さらに、学術の振興に資するため、県内各大学の学術研究機能の充実を促進するとともに、沖縄の地域特性を生かして熱帯及び亜熱帯地域に関

する国際的、学際的な総合研究機関の整備の検討を図る。

9 社会福祉の充実

人口の高齢化、疾病構造の変化等により、県民の福祉ニーズは多様化、高度化しており、老人福祉を始め各種福祉サービスの充実強化を図る必要がある。

このため、地域福祉や在宅福祉対策を充実強化するとともに、利用施設等の整備を図り、適切な福祉サービスを安心して受けられるよう供給体制を確立する。あわせて、地域における福祉、保健医療が有機的に連携した総合的な福祉対策を推進する。

(1) 地域福祉の基盤整備

地域住民の参加と連帯に支えられた福祉社会の実現を目指し、社会福祉に関する啓発・普及活動の強化や相談援助体制及び福祉教育等の充実を図るとともに、社会福祉事業従事者の養成確保と資質の向上に努める。あわせて、福祉活動の拠点となる地域福祉センターの増設や総合福祉センターの整備を推進し、社会福祉推進体制の強化を図る。

また、地域福祉活動の推進母体となる社会福祉協議会の活動を支援し、民間社会福祉関係団体の育成に努めるとともに、社会福祉振興基金の拡充を図り、民間福祉活動が円滑に行われるための基盤を整備する。あわせて、地域福祉を支えるボランティア団体を育成しその活動を積極的に支援するとともに、福祉のネットワークづくりを進め地域特性に根ざした福祉活動の育成を図る。

さらに、高齢者や障害者に配慮した建築物、公共施設及び生活環境施設の整備等の促進とあわせて住民の福祉に対する理解を深め、高齢者や障害者にやさしい環境づくりを推進する。

(2) 老人保健福祉の充実

高齢化社会の進展に対応した、安らぎと潤いのある長寿県づくりを目指し、ホームヘルパーの大幅な拡充を図るとともに、デイサービスセンター、短期入所施設、在宅介護支援センターの整備を促進するなど、在宅老人福祉対策を強化する。あわせて、ケアハウス等の施設の整備を促進するとともに、施設機能の地域への開放を進め、地域と施設の交流を促進する。

高齢期を健康で生きがいをもって過ごせるよう老人保健医療の充実強化や老人保健施設の整備等を促進するとともに、高齢者の経験と能力を生かした社会参加や老人大学校の整備等による生涯学習を促進するなど、高齢者の健康の保持増進、生きがいづくりの充実強化に努める。

さらに、日本一の長寿県である沖縄の地域特性を生かして、県内外の高齢者の保養、スポーツ、交流の場の提供や全国的な福祉交流イベントの開催を図るとともに、高齢者福祉のための総合的な機能を備えた場の整備について検討する。

(3) 心身障害児・者福祉の充実

心身障害児・者に対する相談指導体制を充実強化するほか、巡回療育相談の実施など障害の早期発見・早期療育体制及び介護サービス体制の充実を図るとともに、障害児・者施設機能の地域への開放を進め、在宅福祉サービスの拡充強化に努める。

また、援護施設等の整備拡充と在宅障害者が通所して機能回復訓練や作業訓練等を行うデイサービス等の推進体制を充実するとともに、障害者の居住環境や生活環境施設等の整備改善など障害者の住みよい福祉のまちづくりの推進に加え、グループホーム等の拡充を図り、障害児・者の自立と社会参加を促進する。

さらに、福祉と医療が一体となった総合的なリハビリテーション機能を備えた施設の整備を図る。

(4) 児童・母子福祉の充実

女性の社会進出、核家族化の進展等による保育需要の多様化に対応するため、保育所の整備拡充、延長保育対策の強化を図るとともに、総合的な相談、援助体制の充実を図り児童の心身の健全な発達と福祉の増進に努める。

また、児童館、児童遊園の整備とあわせて地域が一体となった児童の健全育成組織の育成に努めるとともに、心身の健全な発達と情操教育に資する総合的な児童厚生施設の建設について検討する。

さらに、母子家庭等に対する相談指導等の福祉サービスを充実強化し、その自立を促進するほか、要保護児童のための適切な養護及び教護環境の確保に努める。

(5) 生活福祉の充実

疾病等により生活等の援護を必要とする低所得家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、地域の実情に見合った援護指導の強化や生活福祉資金貸付事業を拡充するとともに、保護施設等を整備する。

10 保健医療の確保

高齢化の進展や成人病の増加等疾病構造の変化等に伴い、高度化、多様化する保健医療ニーズに対応するため、医療計画に基づき県立病院等医療施設の整備充実、看護婦等保健医療従事者の養成確保を図るとともに、保健所等の整備充実に努める。

また、疾病予防対策や県民の健康保持増進対策の強化を図るとともに、離島・へき地における保健医療の確保、急患搬送体制の一層の充実に加え、保健医療情報システムの整備拡充を推進する。

(1) 医療基盤の整備

県立病院等については、地域の実情に見合った計画的な整備や設備の充実とあわせて、離島・へき地の医師確保に資する機能と高次医療、医学研修及び国際交流にも対応できる機能等を持つ基幹病院の整備を推進する。

また、救急医療体制を充実強化するとともに、保健医療情報システムの整備拡充と保健医療情報センターの整備等を進め、離島・へき地の保健医療を支援するほか、保健医療機関相互の連携を強化し、県民へ良質な保健医療サービスの供給を図る。

さらに、離島・へき地の医療対策については、医療機関の施設整備等を推進するとともに、ヘリコプター等による救急患者搬送時の添乗医師の確保体制、患者輸送車等の整備や巡回診療を推進する。

また、血液製剤の需要の増大に対処するため、献血思想の高揚・啓発に努めるとともに、献血受入体制の整備を推進する。

なお、地域特有の薬用植物の検索、普及を図るとともに、在来薬用植物の種の保存に努める。

(2) 医師等保健医療従事者の養成確保

医師等保健医療従事者の確保については、琉球大学、自治医科大学等の卒業生により改善が見られるが、都市地域に偏在する傾向があり、離島・過疎地域においては依然として確保が困難である。このため、自治医科大学卒業生の確保に加え、県立病院等における卒業医学臨床研修の充実を図り、医師の県内定着を促進し、離島・へき地の医師確保に努める。

また、看護婦等保健医療従事者の養成確保と資質の向上を図るため、高等教育機関の整備を図る等、養成施設の整備を推進する。

(3) 保健衛生の推進

県民が生涯にわたり健康を保持増進できるよう、母子保健対策、成人病予防対策等を充実強化する。

このため、地域における保健活動の拠点となる地域保健センター等保健衛生施設の整備充実や保健所機能の拡充強化とあわせて、健康づくり運動の推進など保健活動推進体制の強化を図る。

また、エイズを始め、ハンセン病、結核等の疾病予防対策を強化するとともに、老人性痴呆ほう疾患の専門病棟、精神科デイ・ケア施設及び精神障害者社会復帰施設の整備等を促進し、精神保健対策の充実を図る。ハブ対策については、新治療薬の開発を推進するとともに、住宅地域等生活圏からのハブ駆除を行うほか、こう症防止の啓発等を推進する。

さらに、食品の安全性の確保と乳・乳製品及び食鳥等食肉の流通増大に対処するため、食品検査及び監視体制の強化に努める。

1 1 職業の安定と労働者福祉の向上

沖縄の地域雇用情勢は、引き続き厳しい状況下であり、特に新規学卒者を中心とする若年労働者の高失業率や駐留軍関係離職者の再就職等の課題解決に向けて、沖縄の実情に即した総合的かつ広域的な雇用対策を講ずる必要がある。

このため、地域の産業を積極的に振興し雇用機会の創出・拡大を図りつつ、雇用促進のための各種支援措置の有効活用及び職業指導、職業紹介の充実強化に努め、就職の促進と職業の安定を図る。

また、今後の産業の動向や技術の進展等に対処して、公共職業訓練の充実強化を図るとともに、民間企業における職業能力開発を促進し、労働者の生涯を通じた職業能力の開発向上を図る。

さらに、労働者福祉の増進と生活の安定を図るため、労働条件の向上と労働環境の整備を図るとともに、労働者福祉施設等の拡充に努める。

(1) 雇用対策の推進

若年労働者を中心に引き続き厳しい状況にある沖縄の雇用失業情勢に即した総合的な雇用対策を推進する。

このため、地域の産業を振興し、企業との有機的な連携の下に雇用機会の創出・拡大を図るとともに、地域雇用開発協議会や地域雇用開発助成金制度等を有効に活用して、雇用の促進に努める。

また、求人・求職動向の的確な把握や総合的雇用情報システムの有効活用等により、職業紹介、職業指導など職業安定所機能を充実強化し、労働力需給のミス・マッチの解消に努め、就職の促進と職業の安定を図る。特に、新規学卒者を中心とする若年労働者については、学卒就職情報システムの活用等により広域職業紹介を含めて就職の促進を図るとともに、女性の社会進出意欲の高まりと多様な就業ニーズに対応した職業情報の提供等を図る。また、高齢者、障害者等雇用環境が厳しい状況にある者に対しては、各種就職援護制度の活用等により各々の実情に即したきめ細かな雇用対策を推進し、雇用機会の拡大を図る。

(2) 駐留軍関係離職者等の再就職の促進

沖縄の米軍施設・区域を取り巻く諸情勢に対応し、駐留軍従業員等の離職後の再就職に備えて、在職中における職業訓練の一層の推進を図る。

また、離職を余儀なくされた者に対しては、就職促進手当の支給、職業指導、職業紹介、職業訓練等各種の支援措置を実施するとともに、沖縄駐留軍離職者対策センターの活用を図り、離職者の再就職を促進する。

(3) 職業能力の開発向上

厳しい雇用情勢にある若年労働者、駐留軍関係離職者、女子労働者等の職業訓練の充実が求められる一方、産業構造の変化や技術革新、情報化の進展に伴う新たな技術・技能の習得に資する職業能力開発の高度化及び多様化を推進する必要がある。

このため、労働者の生涯を通じた職業能力の開発向上を促進する。公共職業訓練施設においては、今後の産業の動向や技術革新の進展に対応した訓練科目の設置及び訓練内容の充実を図りつつ、それに伴う訓練施設・設備の整備と指導体制の拡充強化を推進する。特に、沖縄職業訓練短期大学の充実とその有効活用に努める。また、企業においては、生涯能力開発給付金制度等の有効活用を図り、企業内職業能力開発を促進する。さらに、職業能力評価の総合的な推進、技能労働者に対する社会的評価の確立及び技能尊重気運の醸成を図るための広報啓発活動に努める。

さらに、女性の職場進出を促進しその援助を図るため、技能講習や職業相談の実施等婦人就業援助事業の充実強化に努める。

(4) 労働条件の向上と労働者福祉の充実

労働条件の改善を図り、生活の安定と福祉の向上を推進するため、安定した労使関係の育成に努めつつ、労働時間の短縮や職場環境の整備等を促進する。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するとともに、勤労者財産形成促進制度及び中小企業退職金共済制度の啓発普及、中小企業勤労者総合福祉推進事業等の推進を図る。

さらに、勤労青少年ホームや働く婦人の家等労働者福祉施設の整備拡充を推進するほか、労働災害被災者の機能回復訓練等に資する施設の整備について検討する。

1.2 離島の振興

沖縄は、広大な海域に散在する多くの島しょから成り、そのうち本島を除く有人離島は40島で、全県に占める割合は、面積で44.8パーセント、人口で10.5パーセントである。これらの離島は環海性、狭小性、隔絶性等の地理的・自然的条件により経済社会の発展が制約を受け、本島に比べ生活水準及び生産機能の面で格差が存在する。また、若年人口の減少に伴って年齢構成が一段と高齢化の傾向にあり、産業活動や社会活動の停滞が見られる島もある。

離島の振興に当たっては、離島の特性と住民の創意を生かして、各島々の可能性を十分に発揮することを基本にした産業の振興を図るとともに、島しょ環境及び国土の保全に配慮しつつ、水資源の開発、交通通信体系及び生活環境施設の整備を推進し、離島の持つ不利性の克服を図る。

また、離島フェアの開催等を通じて、島と都市、島と島間の連携を緊密化するなど活力ある地域社会の形成を目指して振興開発を進め、県土の均衡ある発展に努める。

(1) 産業の振興

離島の産業は、農林水産業を主体として、観光関連サービス業、卸売業、小売業、建設業、製造業等が営まれているが、総じて消費地に遠く販売、輸送面等で不利な生産条件に置かれている。今後は、離島の持つ不利性の克服を図りつつ各産業の担い手の育成・確保に努め、それぞれの島の特性を生かした産業の振興を図り、若年層の就業の場を確保し、活力に満ちた地域社会の形成に努める。

農業については、優良農用地の保全・確保、農地流動化施策の強化に努める一方、農業用水の開発を始め、かんがい排水施設、ほ場、農道等農業生産基盤の整備を推進する。

さとうきびについては、生産性及び品質の向上対策を推進するとともに、含みつ糖生産地域における製糖施設の近代化と付加価値の高い商品の開発及び商品の多様化を促進する。また、肉用牛、熱帯果樹、野菜、花き、水稻、養蚕など島の特性に即した作目の生産振興に努めるとともに、農村環境の整備や観光産業と連携した農産物の生産供給体制の整備等を推進する。

林業については、保安林等森林の整備を推進するなど森林の公益的機能の確保に努めるほか、地域特性に応じた特産物等の振興を図る。

水産業については、漁港の整備、増・養殖場の造成等生産基盤の整備を進めるとともに、水産物の流通体制の整備拡充を図り、漁業経営の安定確保に努める。

製造業については、地域資源を生かした特産品づくりを進め、加工施設の整備、加工技術の向上等生産体制の強化を図る。あわせて、販路の拡大を促進する。伝統工芸産業については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品開発、生産の共同化を促進する。

観光・リゾートについては、島々の特性を生かした個性ある観光・リゾート地域づくり

を推進し、地域活性化のための先導的産業として振興を図る。このため、島の自然環境や住民の日常生活との調和に配慮しつつ、宿泊施設、海浜レクリエーション施設、コミュニティーアイランド事業等を活用した交流の場の整備等、観光・リゾート客の多様なニーズに対応した受人体制の充実に努める。

また、島内の観光ルートの整備を始め、周辺の島々や圏域の中心都市等を結ぶ広域観光ネットワークの形成を図る。さらに、地場資源を活用した土産品の開発、各種イベントの創出、関連業界の人材の育成、確保に努めるとともに、観光・リゾート産業と地場産業との連携強化を図る。

(2) 交通通信施設の整備

交通通信施設の整備は、離島住民の生活の安定向上と産業の振興開発に不可欠である。特に、島外交通機関として航空路への依存が高く、今後、さらに航空輸送の需要は増大が予想されることから、中型ジェット化対応に向けた新石垣空港の建設、久米島空港の拡張整備、機材の大型化のための新南大東空港の整備等離島空港の整備を推進し、航空路線網の拡充を図る。また、地域航空企業の健全な育成に努める。

港湾については、海上交通の安全性、安定性の向上、船舶の大型化、フェリー化等に対応して防波堤、岸壁等の整備を推進するほか、荷役の安全性、効率性を確保するため、狭あいな港湾施設用地の拡充等を図るとともに、地域住民を含め、港湾利用者への利便性に配慮した親水空間、緑地、海浜等の整備を進める。また、航路の整備とあわせて航路標識等の充実に努め、海上交通の安全確保に努める。なお、離島航路網の輸送サービスの質的な向上を図るため、船舶の高速化、離島航路の再編整備を含めた就航船舶の代替、運航体制の充実等を促進する。

道路については、住民生活の安定向上及び各島々の産業振興に資するため、離島架橋を始め島内一周道路、バス路線道路等幹線道路の整備など地域振興に資する道路、生活に密着した道路の整備を推進する。

通信施設については、宮古、八重山地域等への民間ラジオ、テレビジョン放送の放送施設等の整備を進める。

(3) 社会生活環境施設等の整備

離島における産業振興及び教育、文化、保健医療、福祉等の生活便益の総合的な確保等を図るため、島の自然的、社会的条件に応じた社会生活環境施設の整備を進める。

水需要については、生活水準の向上及び観光客の増加に伴いその需要の増大が予想されることから、ダム建設、地下水の開発、海水・かん水淡水化など地域の実情に応じた多様な水源の確保に努める。水道の整備については、老朽施設等の整備改良を進めるとも

に、小規模水道等の統合を図り、広域給水体制の確立を促進する。

電気については、安定供給の確保を図りつつ、離島の地域特性を活用した風力、太陽光発電等のローカルエネルギーの開発を推進する。

なお、快適な生活が享受できるよう地域の環境特性を踏まえた公園の整備、特定環境保全公共下水道を始めとする下水道の整備を進めるほか、集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

また、島の環境保全、公衆衛生の向上を図るため、ごみの衛生的処理、減量化等を促進しつつ、廃棄物処理施設の整備を進める。

保健医療の確保については、医師等保健医療従事者の確保に努めるとともに、医療機関や老人保健施設の整備と機能の充実、保健婦の配置、巡回診療の実施を推進するとともに、救急医療体制の充実強化、保健医療情報システムの構築等により離島医療の充実強化に努める。

福祉については、ケアハウス等の整備とあわせて在宅老人福祉対策を強化する。

教育、文化については、学校教育施設の整備を進めるとともに、教育内容、方法の改善等学校教育の充実に努めるほか、小規模校においては、近隣学校間での施設の共同利用による集合学習や都市地区など環境の異なる島外学校との交流学习を推進し、児童生徒の社会性・自主性等の育成に努める。また、生涯学習の高まり等新しいライフスタイルに対応した学習・文化、スポーツに係る諸施設の整備を進める。

文化財については、無形文化財、民俗文化財等の貴重な文化遺産の保存と後継者の育成に努める。

(4) 自然環境及び国土の保全

離島に残されたかけがえのない貴重な自然を保護するとともに、開発に際しては、島しょ環境の保全に十分配慮する。また、自然公園においては、優れた自然景観や歴史的及び風土的な資源を生かした野外レクリエーションの場の確保等適切な利用を推進する一方、優れた自然景観を有する地域について、他の土地利用との調和を図りつつ、自然公園の指定地域の拡大を図る。

離島は、台風等による自然災害を被りやすい地理的条件下にあるので、県土の保全及び生活の安全を確保するため、自然景観や地域住民の海浜利用面等から護岸の緩傾斜化や階段化に配慮しつつ、海岸保全施設の整備や治山・治水事業を進める。また、災害防備のための森林の整備、特に潮害防備保安林の整備と機能強化に努める。

第4章 圏域別開発の方向

圏域の区分については、これまでの2次にわたる計画の基本的考え方を受け継ぎ、沖縄の自然的・地理的条件、土地利用状況、生産活動等の状況を踏まえ、県全域を中南部圏、北部圏、宮古圏及び八重山圏の4圏域に区分する。今後の開発を推進するに当たっては、各圏域固有の自然、歴史、地域資源等の特性を生かし、快適な居住環境の形成と特色ある産業の振興を図ることにより、人口の定住を促進し、個性豊かな活力ある地域社会の形成に努める。特に、中南部都市圏においては、高次の都市機能の整備を図るとともに、他圏域との有機的な連結を強化し、開発効果の県全域への波及を図る。それぞれの圏域においては、主要都市を中心として、周辺地域を一体とした広域生活圏の形成を促進し、県民が等しく豊かな生活を営み得るよう諸施策の推進を図る。

なお、人口、産業等が中南部圏のみに集積して過密化、過疎化を加速しないよう各圏域の均衡ある発展に十分配慮する。

このような観点に立った圏域別開発の方向は、次のとおりである。

1 中南部圏

糸満市から石川市に至る本島中南部及び久米島、慶良間諸島、南北大東島等の離島を含めた本圏域は、人口、産業等の集積が県内で最も高く、また、県内・外との交通拠点を形成し、各種都市機能が高度に集積された沖縄の中心的な圏域となっている。特に、都市地域については、那覇市と沖縄市を中心とする都市部の連たんにより広大な都市圏が形成され、沖縄における行政、経済、文化の中心を成している。一方、周辺農業地域には、優良農用地が広く存在し、都市近郊に位置する地理的有利性を生かした付加価値の高い農業が展開されている。

本圏域の開発整備に当たっては、中南部都市圏を沖縄の中核都市及び特色ある歴史文化を反映した個性豊かな国際都市として整備するため、国際交流、情報、研究開発等高次の都市機能の集積を図るとともに、県内、県外及び外国との有機的な結合と円滑な交流を促進し、我が国の南における交流拠点の形成を図る。また、都市周辺農業地域及び離島の振興を進め、均衡ある発展に努める。

このため、中南部都市圏については、広域的都市計画の下に合理的な土地利用を図り、本都市圏における適切な機能分担が図れるような道路交通ネットワークを軸とした総合的な都市整備を進める。また、中南部都市圏の一体的な形成及び広域的な交流を支える交通通信体系の整備を図るため、那覇空港を我が国の南における国際交流拠点の形成のための基盤として、また、県内外を結ぶ中核空港として、整備拡充するとともに、那覇港、中城湾港等の拠点港湾の整備を進め、さらには、那覇空港自動車道、西海岸道路、東西横断道路等の幹線道路網の整備を推進する。あわせて、バイパス、環状道路、幹線街路、那覇都市圏における都市モノレール等都市交通体系の整備を推進するとともに、総合的な駐車対策を推進する。さらに、情報通信基盤及び各種情報システムの整備を促進する。

糸満市から読谷村に至る西海岸地域については、各種地域開発プロジェクトを進め、都市型リゾートの形成や物的流通の拠点形成を図るとともに、沖縄国際センターの機能強化や学術・研究施設の整備拡充等を促進し、情報産業の拠点形成及び産業業務機能の集積立地を図る。一方、東海岸地域については、中城湾港において工業団地の形成、トロピカルテクノパークの整備等製造業等の振興を図るための基盤を整備するとともに、マリントウプロジェクト等を推進し、あわせて金武湾港において将来のエネルギー需要に対処した基盤の整備を図るなど、各種地域開発を進め、周辺市町村の活性化を図る。さらに、本島島尻地域については、優良農用地の保全・確保を図りつつ適正な都市機能の導入を図るとともに、豊見城村地先開発を進めることにより、糸満工業団地等との有機的連携を図りつつ、臨空港産業の立地を促進する。あわせて、国際平和に関する文化活動、交流、研究のための諸施策を推進する。

また、市街地再開発事業、那覇新都心地区等の土地区画整理事業等の導入を促進し、調和のとれた市街地の整備を図るとともに、商店街の近代化、ゆとりと潤いのある道路環境

の整備、公園緑地、下水道等生活環境施設の整備等を進め、機能的で魅力的な街づくりに努めるほか、都市用水の不安定な需給状況に対処するため、水の高度利用を図る。

さらに、博物館、美術館等の文化施設の整備を図るとともに、首里城公園の整備充実や中城城跡、斎場御嶽等歴史的遺跡の整備とあわせて沖縄のみち自転車道等の整備を進め、沖縄の特色ある歴史文化を象徴する場の創出に努める。

なお、本圏域には、米軍施設・区域が広範にわたって存在し、土地利用上大きな制約となっていることから、開発を進める上で、できるだけその早期の整理縮小を図るとともに、返還跡地の有効利用を促進する。

農業については、優良農用地の保全・確保に努めるとともに、都市近郊という有利な条件を生かして野菜、花き等の産地の形成を引き続き推進するため、地下ダム建設等を始めとする各種農業生産基盤の整備や近代化施設等の整備を進める。また、さとうきびについては、農作業受委託組織等の育成、収穫作業の機械化等を推進する。あわせて、耕種と畜産の有機的結合を推進する。

林業については、保安林の指定の拡大を図り、防災林の造成、山地災害危険地対策を推進する。なお、県土緑化の推進を図り、緑豊かな生活環境の創出に努める。

水産業については、耐久性浮魚礁の設置、増・養殖場の造成、種苗生産施設の設置等を推進するとともに、漁港及び関連機能施設の整備を進める。また、糸満漁港については、その整備とあわせて産地卸売市場を開設するとともに、水産流通加工団地、海洋性レクリエーション拠点等の形成を図る。

なお、中南部都市圏周辺の農漁村においては、各種生産基盤の整備とあわせて下水道、集落排水施設等の生活環境施設の整備を図る。

観光・リゾートについては、各種の地域開発プロジェクトと連動した特色ある観光・リゾート地域の整備に努めるとともに、観光関連産業の育成を図る。

周辺離島については、生活圏の広域化に対応した離島の活性化を図るため、離島相互間、離島・本島間、さらには離島と本土を結ぶ交通通信体系の整備を推進するとともに、下水道、集落排水施設等の生活環境施設の整備などを進める。さらに、農業、水産業等の生産基盤整備を進め、農水産業の生産性の向上や伝統工芸産業等の振興を図るほか、観光・リゾートの進展に対応して海洋性レクリエーション施設の整備を促進する等観光・リゾートの受入体制の整備に努める。

2 北部圏

本島北部を中心とし、伊平屋島、伊是名島、伊江島等の離島から成る本圏域は、主として、重要な水源地域となっている森林地域と農業地域から成り、海浜景観に恵まれた地域である。人口は、全体として増加傾向にあるものの、人口減少の続く地域もある。また、近年、観光関連産業の比重が高まっている。

本圏域については、固有の動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全しつつ、恵まれた自然条件を活用することとし、各地域の特性を生かした農林水産業の振興と、国際的規模の観光・リゾート地としての整備を図るとともに、交通通信体系や生活環境施設の整備、国土保全等に努め、自然を生かした潤いと活力ある広域生活圏の形成を図る。

このため、農業については、各種農業生産基盤の整備を推進し、花き、野菜、果樹等の生産振興を図るとともに、さとうきび、パインアップル等の生産性及び品質の向上に努める。畜産については、飼料生産基盤に立脚した肉用牛の生産拡大を推進し、豚、鶏等中小家畜については、環境保全に配慮した団地の形成を図る。

林業については、林業生産基盤の整備を推進するとともに、地域の森林資源を生かした林業経営を育成する。さらに、水源山地、山地災害危険地等の整備を推進するほか、県民の森等の森林レクリエーション施設の整備を図る。

水産業については、栽培漁業センターを中心に種苗の大量生産及び放流技術の開発を行うとともに、漁港及び関連機能施設の整備や増・養殖場の造成等を推進する。あわせて、耐久性浮魚礁等の設置を推進する。

商工業については、企業立地のための条件整備を図るとともに、伝統工芸産業等地場産業の振興を図るための拠点施設の設置を促進する。

観光・リゾートについては、圏域の中心となる名護湾地区の整備を図るとともに、恩納海岸地区等の重点整備地区において多様な自然・景観等各地域の特性を生かしたリゾートの整備を進め、あわせて国際的な海浜リゾートプロジェクトとしての部瀬名岬地域開発構想を促進する。また、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の整備拡充を図るほか、北部地域を発着点とする観光バス路線の開設を促進する。

水資源開発については、沖縄本島の重要な水源地であることから、水源地域対策に配慮するとともに、増大する水需要に対応して、多目的ダムの建設等を引き続き推進する。また、ダム周辺をレクリエーションの場として環境整備を図る。

交通体系の整備については、高規格幹線道路と一体となって地域の振興開発に資する道路の整備を推進するとともに、各地で進められるリゾート等の振興開発プロジェクトを支え住民生活の安定向上を図るバイパス等の整備を進める。また、北部圏の拠点港湾や周辺離島港湾等の整備拡充、コンピューター航空路線や海上交通網の整備など生活圏の広域化及び他圏域との連携を図るための広域交通ネットワークの整備を進める。

圏域の中心都市である名護市については、商店街の近代化、大学等高等教育機関の整備

充実、離島を含めた広域医療体制の充実等を促進し、都市機能の一層の強化を図る。また、生活に密着した道路、上下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設の整備を推進する。

名護市の周辺地域及び離島については、各々の地域特性を生かした農林水産業、観光・リゾート産業の振興を図るとともに、道路、下水道、集落排水施設等生活環境施設の整備を進めるほか、診療所の整備等保健医療体制の確立に努めるなど、定住条件の整備を図る。

また、米軍施設・区域については、できるだけ早期の整理縮小を図るとともに、返還跡地の有効利用を促進する。

なお、本圏域には赤土が広範囲に分布することから、各種開発等に当たっては赤土流出の防止対策に努める。

3 宮古圏

宮古島、伊良部島、多良間島等宮古群島から成る本圏域は、主として農業地域であり、美しい海浜景観に恵まれている。一方、地形は平坦で森林等緑地に乏しい地域である。人口は、全体として減少傾向にある。本圏域の産業は、さとうきびを中心とした第1次産業が基幹産業であるが、近年、観光関連産業の伸びが著しい。

本圏域については、美しい海浜景観やトライアスロン等のスポーツイベント等を活用した個性ある地域づくりを図ることを基本に、地域特性を生かした農業、水産業の一層の振興を図るとともに、海浜リゾートの形成等長期滞在型の観光・リゾート地域としての開発を進める。また、交通通信体系の整備を始め、生活環境施設の整備、環境緑化を積極的に進め、個性的で活力のある広域生活圏の形成を図る。

このため、農業については、地下ダムの建設等を始めとする各種農業生産基盤の整備を推進し、さとうきびの機械化に努めるとともに、肉用牛、葉たばこ等との経営の複合化を推進する。また、航空路線の本土直行便の開設等の条件整備を踏まえ、野菜、花き、熱帯果樹等のフライト農業の振興を図る。

林業については、水源のかん養等のため丘陵地帯の自然緑地の確保や森林の維持・造成を推進するとともに、防風・干害防備保安林等の整備に努める。また、海岸地帯には防風、防潮等の防災林の造成と海岸保全施設の整備を推進する。

水産業については、栽培漁業センターの機能強化を図り、沿岸域の資源の増大に努めるとともに、増・養殖場の造成を推進する。また、漁港及び関連機能施設の整備を図るとともに、耐久性浮魚礁等の設置を推進する。

商工業については、地域資源を活用した農水産物加工業、伝統工芸産業等の育成を図るとともに、商店街の近代化を促進する。あわせて、観光・リゾート客のニーズにも対応した観光土産品等の開発を促進するとともに、生産体制の強化と販路の拡大に努める。

観光・リゾートについては、地域本来の自然景観に加え、宮古島と周辺離島間の交通網の整備を契機に、周辺環境の整備を一体的に進めることにより、新たな景観の創出を図るなど観光資源の開発を促進する。また、圏域の中心となる平良港地区を本圏域における観光・リゾート拠点として位置付け、周辺市街地との一体的整備を図りつつコースタルリゾートプロジェクトを推進するとともに、それに対応した宿泊施設の整備等を促進する。あわせて、トライアスロン大会等イベントの開催とそれらと相乗効果を高める観光レクリエーションの場の整備等魅力ある観光地づくりに努める。また、下地島空港の活用及びその周辺公有地の有効利用を促進する。

水資源については、圏域の地形、地質等の特性を踏まえ、その安定確保と地下水の水質保全に努める。また、エネトピアアイランド構想を推進し、ローカルエネルギーの研究開発を進める。

さらに、本土との航空路線の拡充、民間テレビ放送の難視聴地域の解消実現等に努める

ほか、各離島及び圏外各地と有機的に結ぶ交通通信体系の整備を進め、日常生活圏における利便性の向上を図るとともに、生活圏の広域化及び他圏域との連携強化を図る。

圏域の中心都市である平良市については、離島を含む周辺地域への基礎的な都市サービスの提供の場として、また、教育、文化、観光等の活動の場としての整備を推進し、都市機能の拡充強化を図る。このため、道路、公園、下水道等の生活環境施設の整備、福祉、医療、教育、文化施設等の整備を推進する。

平良市の周辺地域及び離島については、農業用水の開発を始めとする各種農業生産基盤の整備を推進するとともに、道路、下水道、集落排水施設等の生活環境施設及び教育文化施設の整備を進めるとともに、診療所の整備等保健医療体制の確立に努めるなど定住条件の整備を図る。

4 八重山圏

石垣島、西表島、与那国島等八重山群島から成る本圏域は、主として森林地域と農業地域から成り、亜熱帯海洋性の恵まれた自然を有するとともに、多彩な民俗芸能や伝統工芸品など豊かな伝統文化にはぐくまれた多様性に富む地域である。人口は全体として横ばいの状況で推移しているが、人口減少の続く地域もある。また、近年、観光関連産業の伸張が著しい。

本圏域については、我が国の最南西端に位置する地理的条件と豊かな自然や伝統文化を生かした多彩な活動の場の形成を図ることを基本に、恵まれた自然条件を生かして農林水産業の振興を図るとともに、国際的な観光・リゾート拠点及び学術・文化の交流の場の整備を進める。また、西表国立公園の貴重な原生林を始め、圏内の多様な動植物及びサンゴ礁の海中景観など豊かな自然環境については、その特性を生かした保全と利用を進める。

さらに、本圏域の持つ離島性、島しょ性等の不利性の克服を図るための交通通信体系や生活環境施設の整備、水資源の開発、国土保全等に努め、魅力と活力のある広域生活圏の形成を図る。

このため、農業については、かんがい排水施設等農業生産基盤の整備を図り、さとうきび、パイナップル等の生産性及び品質の向上に努めるとともに、野菜、水稻等との経営の複合化を促進する。また、ウリミバエの根絶防除を推進するとともに、輸送条件の整備を図りつつ、野菜、花き、熱帯果樹等の生産振興に努め、フライト農業の育成を図る。さらに、肉用牛については、飼料基盤に立脚した低コスト生産を進め、その主産地化を図る。

林業については、生産基盤の整備を促進し、木工品及び特用林産物の生産振興を図るとともに、防風、防潮、水源かん養等の保安林の整備に努めるほか、森林レクリエーション等森林の公益的機能の強化を図る。

水産業については、栽培漁業センターの機能を活用しつつ、広大な浅海域を活用した増・養殖場の造成を進めるとともに、栽培漁業及び資源管理型漁業を振興する。あわせて、漁港及び関連機能施設の整備を図るとともに、耐久性浮魚礁等の設置を推進する。

商工業については、伝統織物、木工民芸品、農・海産物加工食品等各地域の地場産品の特性を生かしつつ観光・リゾート客のニーズにも対応した新商品の開発を図るとともに、生産体制の強化と販路の拡大に努める。

観光・リゾートについては、本圏域の貴重な動植物の保護等自然環境の保全にも配慮しつつ、台湾及び中国東南部に隣接する地理的条件を生かした国際的規模の観光・リゾート地域の形成を目指して、石垣港地区を観光・リゾートの中核的拠点として位置付けコースタルリゾートプロジェクト等を推進する。あわせて、空路・航路網の拡充を図り広域観光ルートの形成を図る。また、各島々の豊かな自然や優れた伝統文化を有効に活用しつつ、観光レクリエーション及び学術・文化の交流の場の形成に努める。

一方、多くの離島が広範囲に散在する本圏域の特性に留意し、圏内各離島及び圏外各地

と有機的に結ぶ交通体系の整備を進め、日常生活圏における利便性の向上を図るとともに、生活圏の広域化及び他圏域との連携強化を図る。特に、新石垣空港建設の円滑な推進を図る。

圏域の中心都市である石垣市については、生産・流通施設の整備や商店街の近代化を促進する等商工業振興のための基盤整備に努める。

また、民放テレビ放映のための情報通信基盤の整備を始め、道路、公園、下水道等の生活環境施設、福祉・医療施設、学術・文化施設等の整備を推進し、都市機能の拡充強化を図る。

周辺農漁村及び周辺離島については、各々の地域特性を発揮した農林水産業、観光・リゾート産業の振興を図るとともに、道路、下水道、集落排水施設等の生活環境施設及び教育文化施設の整備を進めるほか、診療所の整備等保健医療体制の確立に努めるなど定住条件の整備を図る。

む す び

この計画は、これまでの沖縄振興開発の結果を総点検し、21世紀に向けた我が国経済社会の動向を踏まえ、あわせて、県民の意向と選択を反映しつつ、今後の沖縄振興開発の在り方について、その基本方向を明らかにするとともに、諸施策の方針を示したものである。

この計画の推進に当たっては、計画期間中における内外の諸情勢の変化が予想されるので、計画の基本方針を堅持しつつ、適切かつ弾力的に対応する必要がある。

また、この計画達成のためには、国、地方公共団体のそれぞれの分担に応じた努力とあわせて民間の創意と協力が不可欠である。

政府は、計画の推進状況及びその成果を的確に把握しつつ、計画の基本方向に即して、施策の計画的推進に努めるとともに、沖縄振興開発金融公庫を始めとする政府関係機関などの積極的活用を図るものとし、特に次の諸点に配慮して効果的実施に努める。

- 1 施策の効果的かつ重点的な実施に努めるとともに、国、地方公共団体を通じて、施策相互間の有機的関連性を強め、施策の総合性の確保を図ること。
- 2 計画の推進に必要な行財政、金融に関する有効適切な措置を講ずること。
- 3 県全域を通じ、均衡ある発展が実現されるよう、地域間格差の是正に配慮しつつ、それぞれの地域における人口定住の動向、地域の特性及び住民の主体的努力を生かした方向で施策の推進に取り組むこと。
- 4 土地、水資源及び公有水面等の開発利用に当たっては、沖縄の島しょ特性に十分配慮するとともに、総合開発の方向に即し、その調整を積極的に進めること。
- 5 計画の効果的推進に必要な各種調査及び試験研究等の拡充を図ること。